

# 京丹波町 子ども・子育て支援事業計画

子育てを みんなではぐくむ 地域の輪



平成 27 年 3 月

京 丹 波 町



## はじめに

豊かな自然の恵みを受け、悠久の歴史の中で育まれてきた風土や歴史文化などが脈々と息づき、地域の独特の人情味や風情に包まれた温かな環境のもと、京丹波町の未来を担う子どもたちは多くの人々に見守られながら健やかに育っています。

本町においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 26 年度までを計画期間とした「京丹波町次世代育成支援行動計画（前期・後期計画）」を策定し、子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定め、地域全体で取り組みを展開してまいりました。しかし、急速に進む少子化や核家族化をはじめ、子育て家庭を取り巻く環境が多様化する現在においては、より一層、地域をあげた支援体制の構築が必要な状況となっています。

少子高齢化の進行による地域社会や地域経済への影響が懸念される中、国や府においては少子化対策並びに子育て支援施策の充実に向け積極的な取り組みを展開されており、新たに始まる子ども・子育て支援新制度では、必要とする家庭が利用できるよう「支援の『量』を拡充」することと、子どもたちが豊かに育っていけるよう「支援の『質』を向上」することを目的に、より効果的な支援を目指すこととしています。

町の将来展望を見据えると、いかにして子育てしやすい町であるかを打ち出すかが大切であり、地域全体で取り組むべき支援の方向性を示すものとして、平成 31 年度までの 5 年間の計画期間とする「京丹波町子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

本計画では、次世代育成支援行動計画の基本理念や基本目標を踏襲することにより、今日までの取り組みを基礎としてより発展的な施策展開を目指してまいりますので、引き続き「子育てをみんなで はぐくむ 地域の輪」の実現に向け、皆様からのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びにあたり、計画策定にお世話になりました町子ども・子育て審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました町民の皆様、関係機関及び各種団体の皆様に心よりお礼申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

平成 27 年 3 月

京丹波町長

寺尾 豊爾





# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. 計画の性格と位置づけ.....	4
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の対象.....	5
5. 計画の策定体制と策定の経緯.....	5
6. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	6
<b>第2章 京丹波町の子ども・子育てを取り巻く現状</b> .....	<b>7</b>
1. 人口・世帯等.....	7
2. 女性の就業状況.....	11
3. 教育・保育環境の現状.....	11
4. 地域子ども・子育て支援事業等の現状.....	14
5. 小学校の状況.....	17
6. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）.....	18
7. 次世代育成支援行動計画の評価.....	27
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）.....	30
2. 基本的視点.....	30
3. 基本目標.....	31
4. 施策の体系.....	32
5. 重点施策.....	33
<b>第4章 量の見込みと提供体制</b> .....	<b>34</b>
1. 将来の子ども人口.....	34
2. 教育・保育提供区域.....	35
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	36
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	37
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	42
<b>第5章 総合的な施策の展開</b> .....	<b>43</b>
1. 子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりをめざす.....	43
2. 安心して子育てができる地域づくりをめざす.....	56
3. 地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす.....	65
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>71</b>
1. 計画の推進にあたって.....	71
2. 計画進行管理の体制としくみ.....	71
<b>資料編</b> .....	<b>72</b>
1. 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例（平成25年条例第13号）.....	72
2. 京丹波町子ども・子育て審議会委員名簿.....	73
3. 子ども・子育て審議会開催経過.....	74
4. パブリックコメント実施概要.....	75
5. 用語解説.....	77



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行をはじめ、核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市区町村は質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

京丹波町においては、平成22年3月に『京丹波町次世代育成支援行動計画〔後期計画〕』を策定し、平成26年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

京丹波町の策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、京丹波町の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。

何よりも子どもたちの声が聞こえ、子どもたちの笑顔があふれる地域づくりを住民の皆さんと一緒に進めていくことが大切です。すべての子どもが町の将来の担い手であると認識し、次世代へ引き継ぐべき京丹波町が誇る自然や食、伝統文化などの素晴らしさを改めて実感するとともに、地域の人々が町への愛着心を醸成することによって、子どもから高齢者まで幅広い世代が共に町の活力となるよう計画の枠を超えた取り組みにつなげることを目的としています。

## 2. 計画の性格と位置づけ

### (1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法	<p>第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。</p>
------------	---

計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の後継計画的な性格も併せ持つ計画として策定します。

### (2) 京丹波町計画体系における位置づけ

本計画は、「京丹波町総合計画」を上位計画とし、京丹波町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の「第2期京丹波町障害福祉計画」や「京丹波町教育振興基本計画」をはじめとする関連個別計画との調和のとれた計画として策定するものです。

## 3. 計画の期間

本計画は、平成27～31年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32～
本計画	→					
次期計画					●見直し 及び策定	→



## 4. 計画の対象

本計画は、子どもや若者をはじめとする子育て家庭、町民、地域、事業者、行政など、すべての個人、団体を対象とします。

## 5. 計画の策定体制と策定の経緯

### (1) 計画の策定体制

#### [子ども・子育て審議会の設置]

本計画の策定にあたっては、「京丹波町子ども・子育て審議会」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

#### [アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、京丹波町における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成 25 年 11 月に実施しました。

#### [パブリックコメントの実施]

町民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

### (2) 計画策定の経緯

時 期	概 要
平成 25 年 8 月	○京丹波町子ども・子育て審議会設置及び第 1 回会議開催
平成 25 年 10 月	○第 2 回審議会の開催
平成 25 年 11 月	○アンケート調査の実施
平成 26 年 1 月	○第 3 回審議会の開催
平成 26 年 3 月	○第 4 回審議会の開催
平成 26 年 5 月	○第 5 回審議会の開催
平成 26 年 7 月	○審議会委員による現地踏査（町内保育所及び幼稚園） ○第 6 回審議会の開催
平成 26 年 9 月	○第 7 回審議会の開催
平成 26 年 12 月	○第 8 回審議会の開催
平成 27 年 1 月	○パブリックコメントの実施
平成 27 年 2 月	○第 9 回審議会の開催

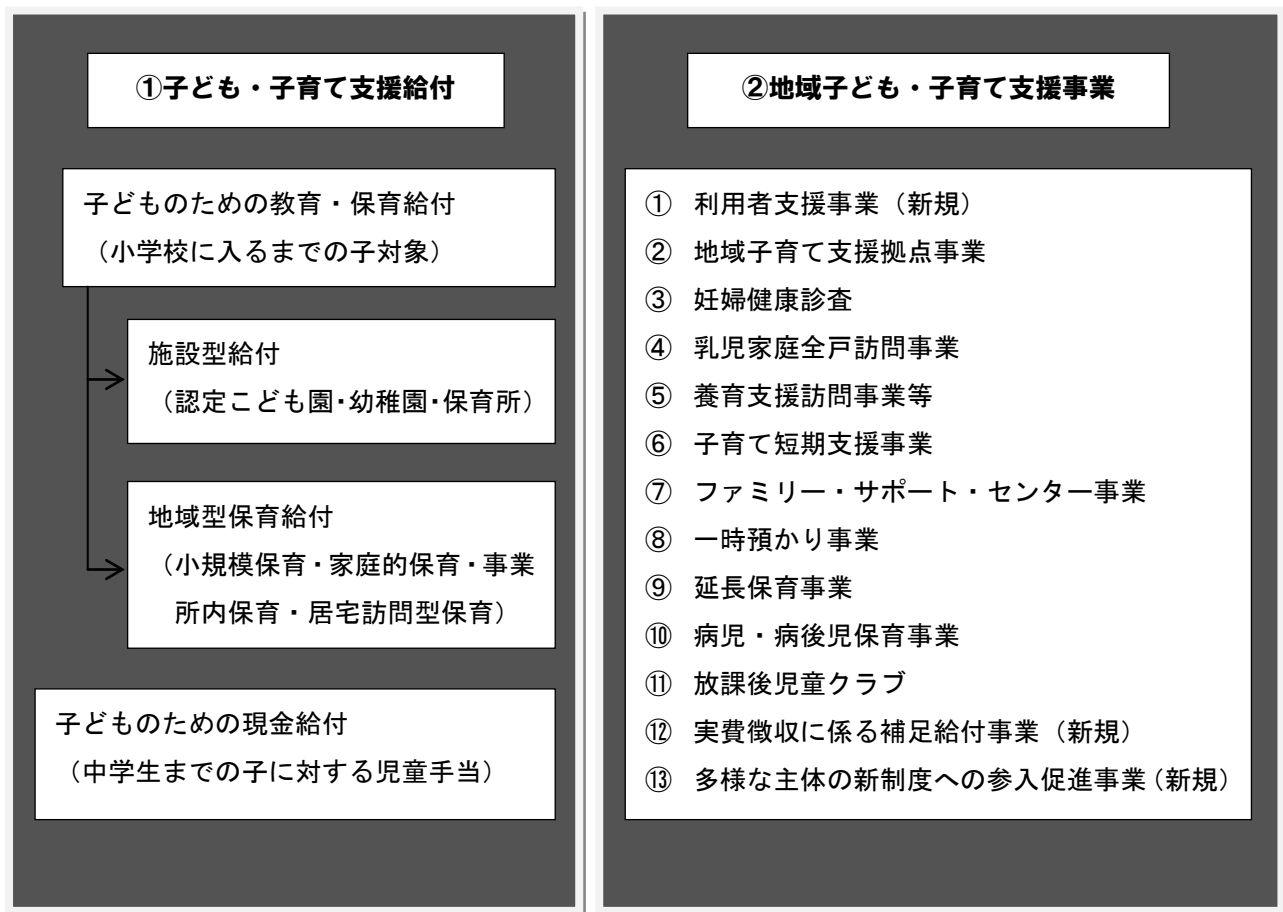
## 6. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

### (1) 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

### (2) 制度における給付・事業の全体像

市町村は「①子ども・子育て支援給付」と「②地域子ども・子育て支援事業」を実施します。



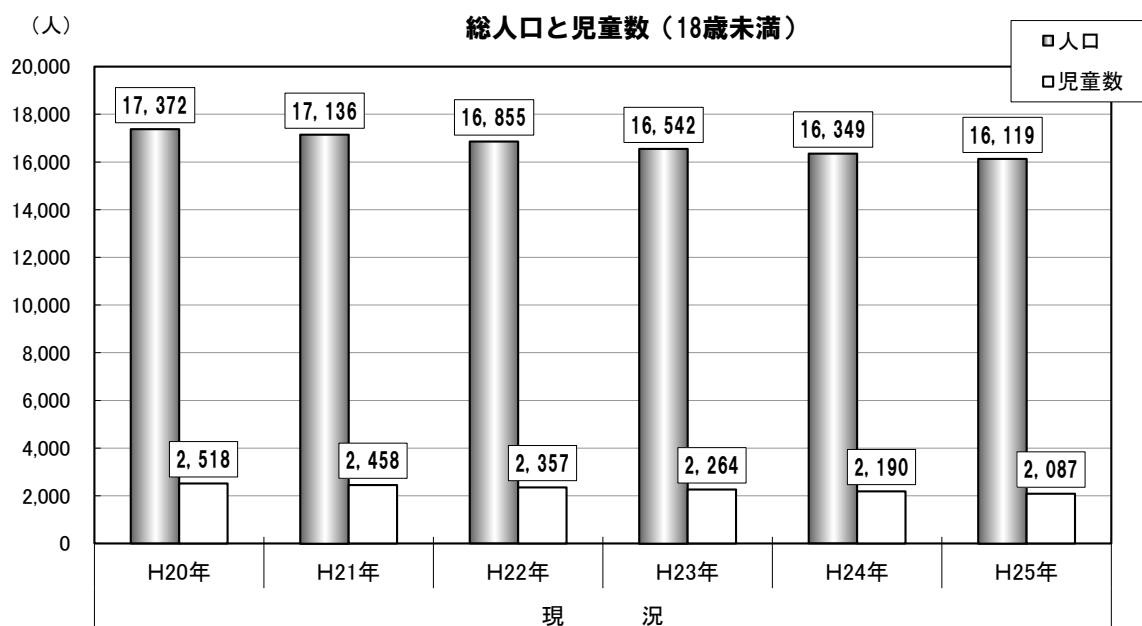
## 第2章 京丹波町の子ども・子育てを取り巻く現状

### 1. 人口・世帯等

#### (1) 総人口と児童人口

本町の総人口は年々減少し、児童人口（18歳未満）も平成20年の2,518人から平成25年には2,087人となり、5年間で431人の減少となっています。

総人口に占める児童の人口比率をみると、平成20年の14.5%から平成25年には12.9%へ1.6ポイント減少しています。



※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

(単位：人)

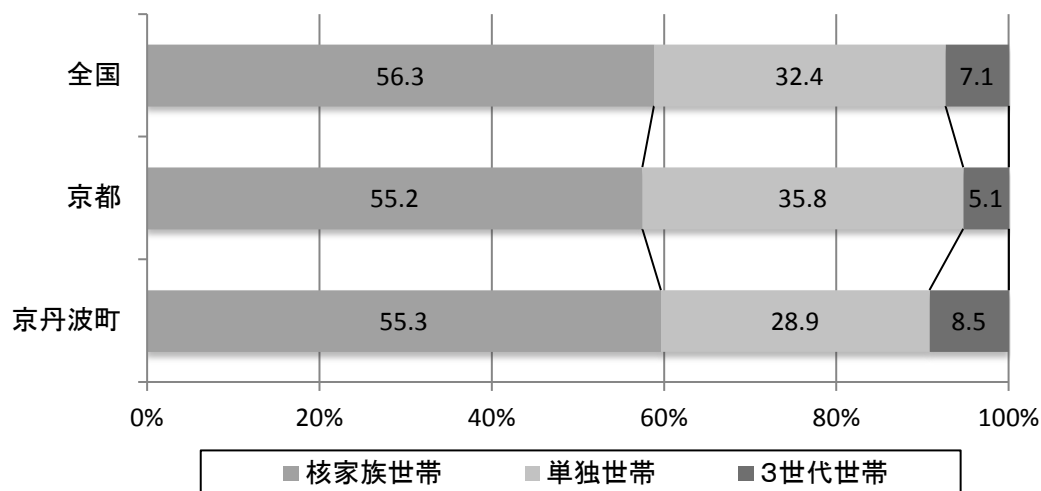
	現 況					
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
児童数	2,518	2,458	2,357	2,264	2,190	2,087
0歳	80	73	75	80	64	76
1歳	96	88	80	78	83	70
2歳	97	104	90	82	82	85
3歳	99	98	99	90	85	84
4歳	109	100	99	101	88	84
5歳	105	111	101	102	99	94
6歳	127	106	113	100	106	99
7歳	130	131	109	113	101	108
8歳	152	129	134	110	113	100
9歳	142	155	129	133	112	115
10歳	186	144	153	128	135	112
11歳	171	188	144	154	128	135
12歳	148	171	190	146	155	129
13歳	198	146	171	188	147	155
14歳	155	196	147	171	188	145
15歳	174	154	196	144	171	186
16歳	191	173	152	192	141	170
17歳	158	191	175	152	192	140
就学前	586	574	544	533	501	493
小学生	908	853	782	738	695	669
低学年	409	366	356	323	320	307
高学年	499	487	426	415	375	362
中学生	501	513	508	505	490	429
高校生	523	518	523	488	504	496
児童数の 対人口比	14.5%	14.3%	14.0%	13.7%	13.4%	12.9%

※住民基本台帳（外国人を含む）（各年4月1日時点）

## (2) 世帯構造

本町の一般世帯の世帯構造は、核家族世帯の割合において全国や京都府と大きな差はありませんが、単独世帯が少なく、3世代世帯がやや多い状況となっています。

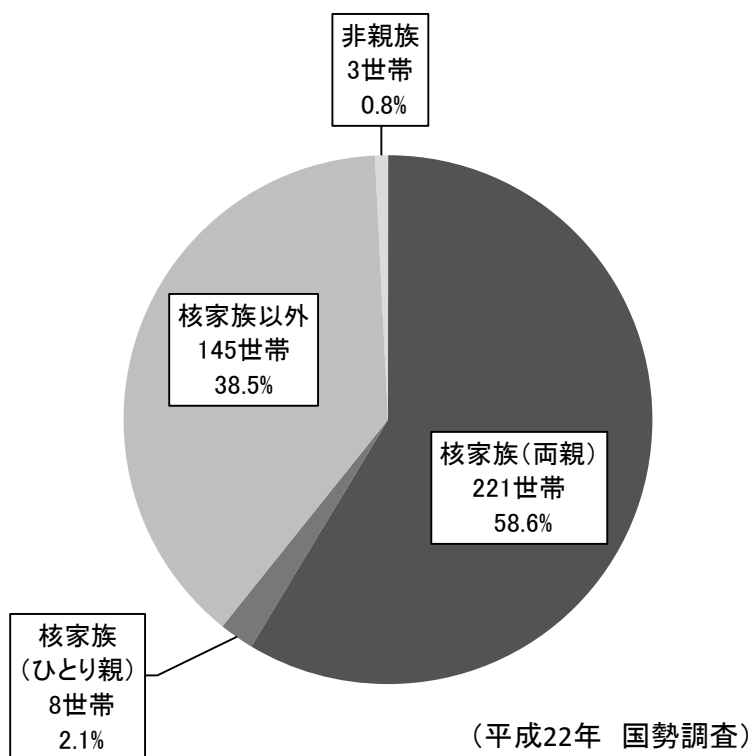
### 一般世帯の類型別構成比



※平成22年 国勢調査

本町の一般世帯 5,650 世帯のうち、6歳未満の子どものいる世帯は 377 世帯であり、そのうち 60.7%が核家族世帯として暮らしています。

### 6歳未満親族のいる世帯構成



### (3) 出生の動向

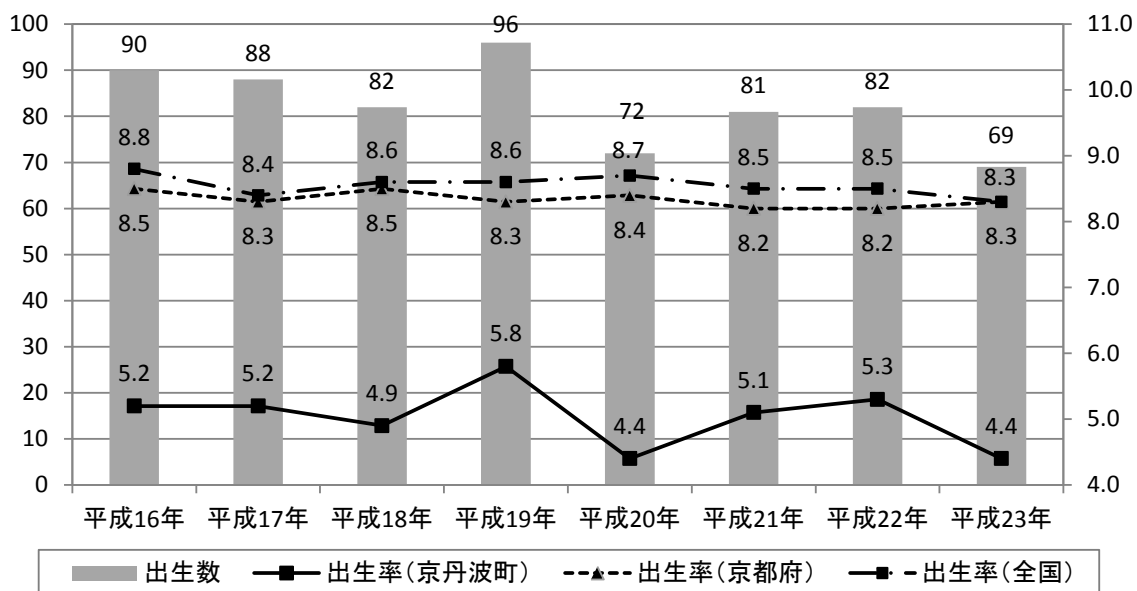
本町の出生数は、増減を繰り返しながら平成23年には69人に減少しています。

また、平成23年の出生率は4.4となっており、京都府や全国値と比べて4.0近く下回っています。

(単位：人)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
出生数	90	88	82	96	72	81	82	69
出生率(京丹波町)	5.2	5.2	4.9	5.8	4.4	5.1	5.3	4.4
出生率(京都府)	8.5	8.3	8.5	8.3	8.4	8.2	8.2	8.3
出生率(全国)	8.8	8.4	8.6	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3

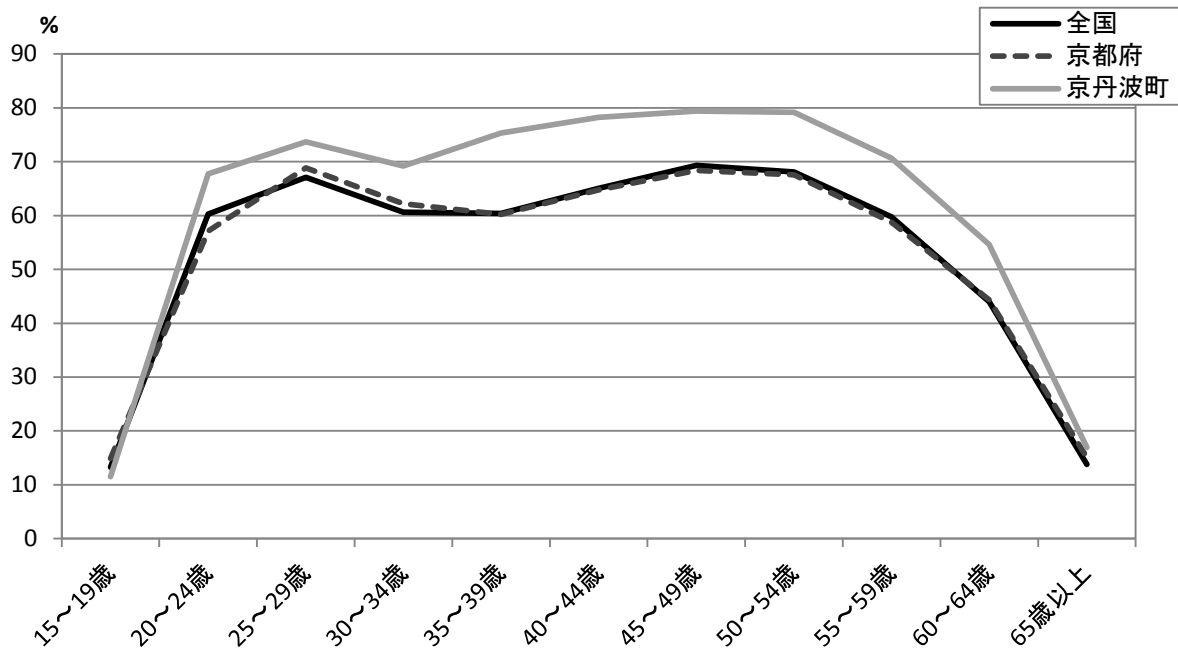
出生数及び出生率の推移



※厚生労働省人口動態調査

## 2. 女性の就業状況

女性の就業率を年齢別にみると、全国や京都府水準と比較して、本町では20歳以降から一貫して高いことがわかります。

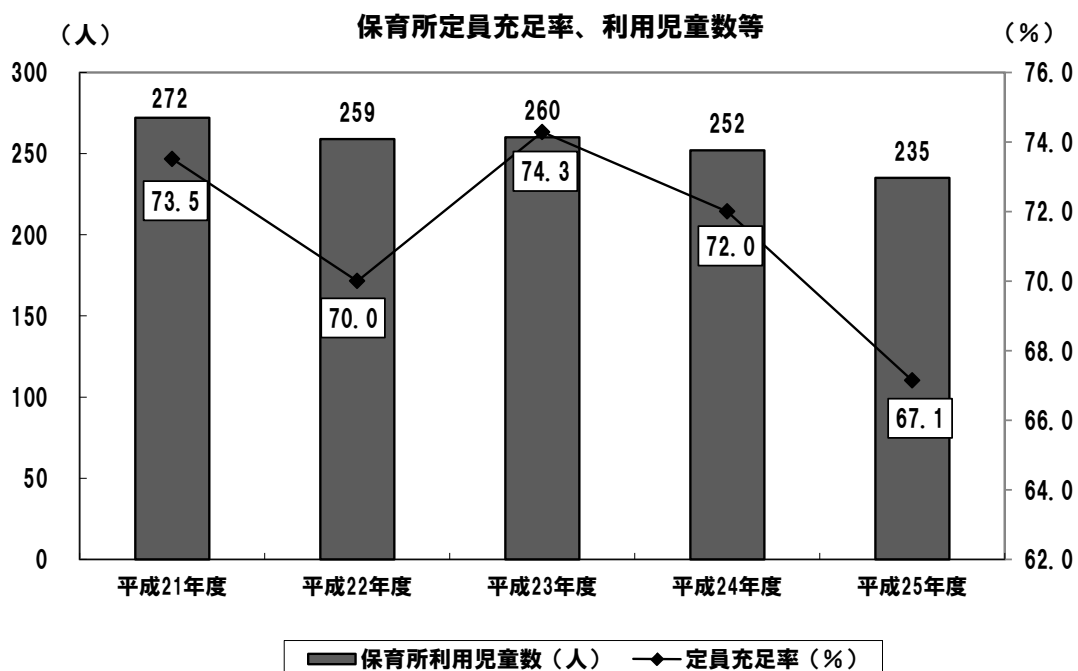


※平成22年 国勢調査

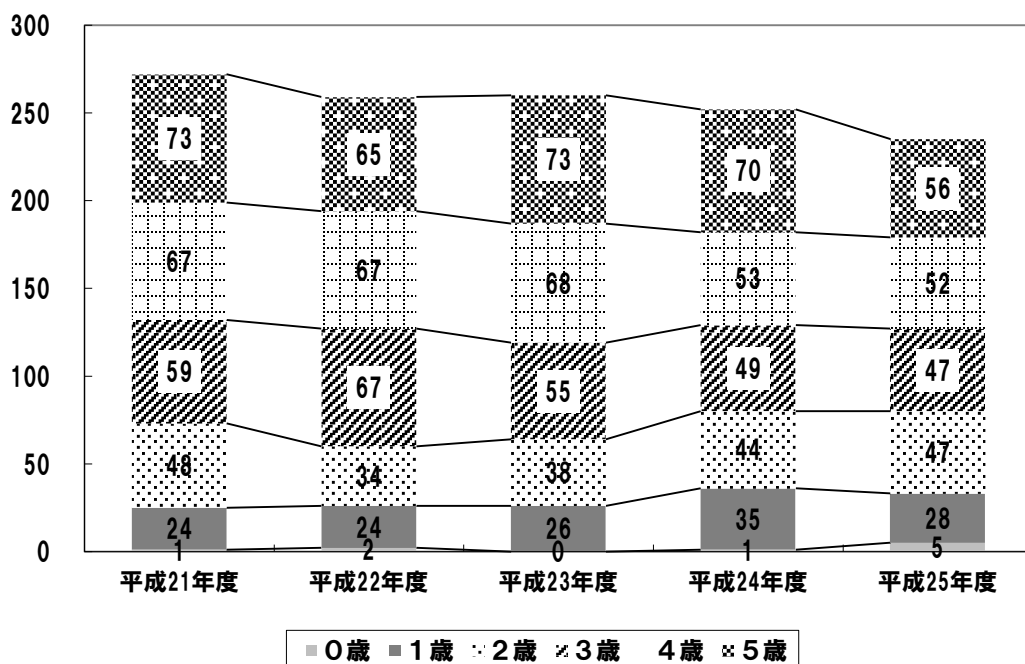
## 3. 教育・保育環境の現状

### (1) 保育所の状況

町内には上豊田保育所（下山分園）、みずほ保育所、わちエンジェルの3つの町立保育所があり、全体的にみると利用児童数は年々減少し、平成25年4月1日現在の入所児童数は235人で、定員に対する充足率は67.1%です。



(人) 年齢別利用児童数等



		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
就学前児童数 (人)	0歳	73	75	80	64	76
	1歳	88	80	78	83	70
	2歳	104	90	82	82	85
	3歳	98	99	90	85	84
	4歳	100	99	101	88	84
	5歳	111	101	102	99	94
	計	574	544	533	501	493
保育所利用 児童数 (人)	0歳	1	2	0	1	5
	1歳	24	24	26	35	28
	2歳	48	34	38	44	47
	3歳	59	67	55	49	47
	4歳	67	67	68	53	52
	5歳	73	65	73	70	56
	計	272	259	260	252	235
就学前児童数に 占める割合 (%)	0歳	1.4%	2.7%	0.0%	1.6%	6.6%
	1歳	27.3%	30.0%	33.3%	42.2%	40.0%
	2歳	46.2%	37.8%	46.3%	53.7%	55.3%
	3歳	60.2%	67.7%	61.1%	57.6%	56.0%
	4歳	67.0%	67.7%	67.3%	60.2%	61.9%
	5歳	65.8%	64.4%	71.6%	70.7%	59.6%
	計	47.4%	47.6%	48.8%	50.3%	47.7%

※各年4月1日時点



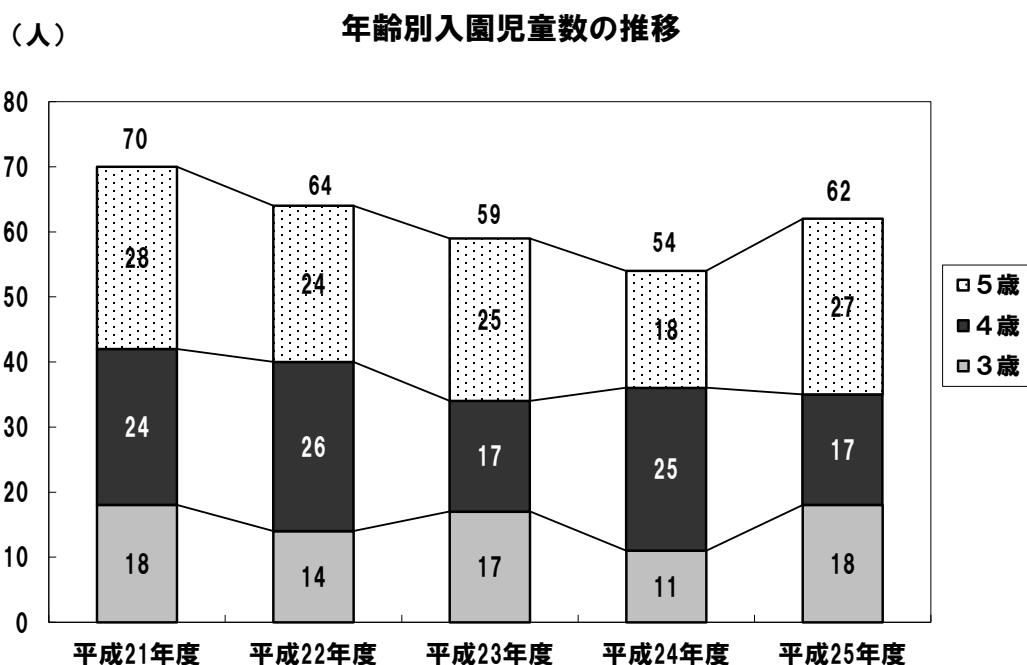
## (2) 幼稚園の状況

町内には、3歳～5歳児を対象とした町立「須知幼稚園」があります。

在園者数は減少傾向にありましたが、平成25年度は増加に転じ62人となっています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼稚園数	公立	1	1	1	1	1
学級数		3	3	3	3	3
在園者数 (人)	3歳	18	14	17	11	18
	4歳	24	26	17	25	17
	5歳	28	24	25	18	27
	計	70	64	59	54	62

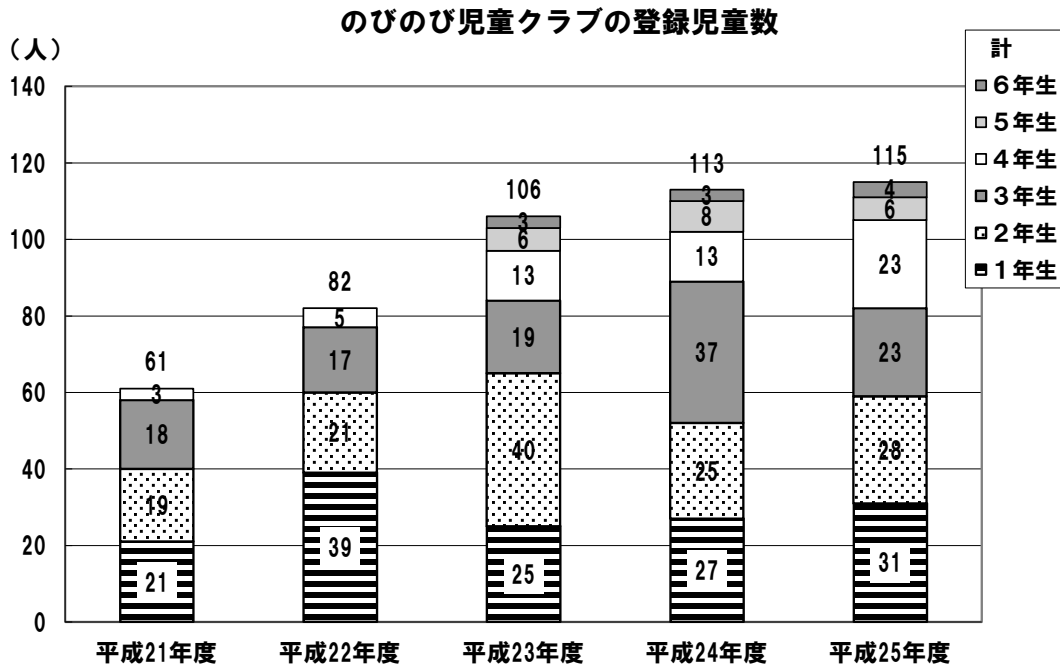
※各年5月1日時点



## 4. 地域子ども・子育て支援事業等の現状

### (1) 放課後児童クラブ（のびのび児童クラブ）の状況

小学生のうち、保護者の就労などにより、常時保育に欠ける児童の健全な育成を目的とする放課後児童クラブ（のびのび児童クラブ）は町内に3つあり、年々登録者数は増加し、平成25年5月1日時点で1年生～6年生 115人が利用しています。



区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数(か所)		3	3	3	3	3
定員数(人)		—	—	—	—	—
登録児童数	計	61	82	106	113	115
	1年生	21	39	25	27	31
	うち障がい児	0	0	0	0	0
	2年生	19	21	40	25	28
	うち障がい児	0	0	0	0	0
	3年生	18	17	19	37	23
	うち障がい児	0	0	0	0	0
	4年生	3	5	13	13	23
	うち障がい児	0	0	0	0	0
	5年生	0	0	6	8	6
	うち障がい児	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	3	3	4
うち障がい児	0	0	0	0	0	

※各年5月1日時点

## (2) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭をサポートする「地域子育て支援拠点」は、平成25年度末時点で、町内に「ひろば型」を3か所設置しています。乳幼児を連れて気軽に立ち寄れる場所の提供のほか、育児相談、各種イベントなど、子育てに関するさまざまな活動を行っています。

※各年3月末時点

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
丹波子育て支援センター利用者数(人)	931	974	1,156	1,600	1,474
瑞穂子育て支援センター利用者数(人)	1,284	914	2,146	1,996	1,982
和知子育て支援センター利用者数(人)	1,609	1,267	858	836	727

## (3) 早朝・延長保育事業

多様化する保護者の就労形態に対応し、午前7時30分から午前8時までと、午後6時から午後6時30分まで、1回200円で延長保育を実施しています。

※各年3月末時点

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	170	140	139	117	86
利用回数(回)	3,882	3,665	3,498	3,240	2,618
実施箇所数(か所)	4	4	4	3	3

## (4) 一時保育事業

保護者の通院や看護、冠婚葬祭などにより家庭における育児が困難な場合や、育児にともなう心理的又は肉体的負担を軽減する目的で、午前8時30分から午後4時30分まで、短時保育事業利用児童については午後6時30分まで実施しています。

※各年3月末時点

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	0	5	5	0	5
定員数(人)	—	—	—	—	—
実施箇所数(か所)	0	3	3	3	3

## (5) 短時保育事業

京丹波町では幼稚園のない瑞穂・和知地域で、保育所入所要件に該当しない3歳～5歳児を対象とした短時保育事業を保育所において実施しています。

※各年3月末時点

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
瑞穂子育て支援センター利用者数(人)	1	3	1	7	13
和知子育て支援センター利用者数(人)	16	14	11	11	11

## (6) ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う相互援助の事業で、平成23年10月から実施しています。

※各年3月末時点

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
提供会員数（人）			8	18	30
依頼会員数（人）			1	20	33
両方会員数（人）			0	2	4
活動件数（件）			0	15	211

平成25年度活動内容は、保育施設などへの送迎が最も多くなっています。

活動内容	件数
1 買い物など外出時の預かり	13
2 保育施設などへの送迎	186
3 休日の仕事時の預かり	12
合 計	211

## (7) 放課後子ども教室

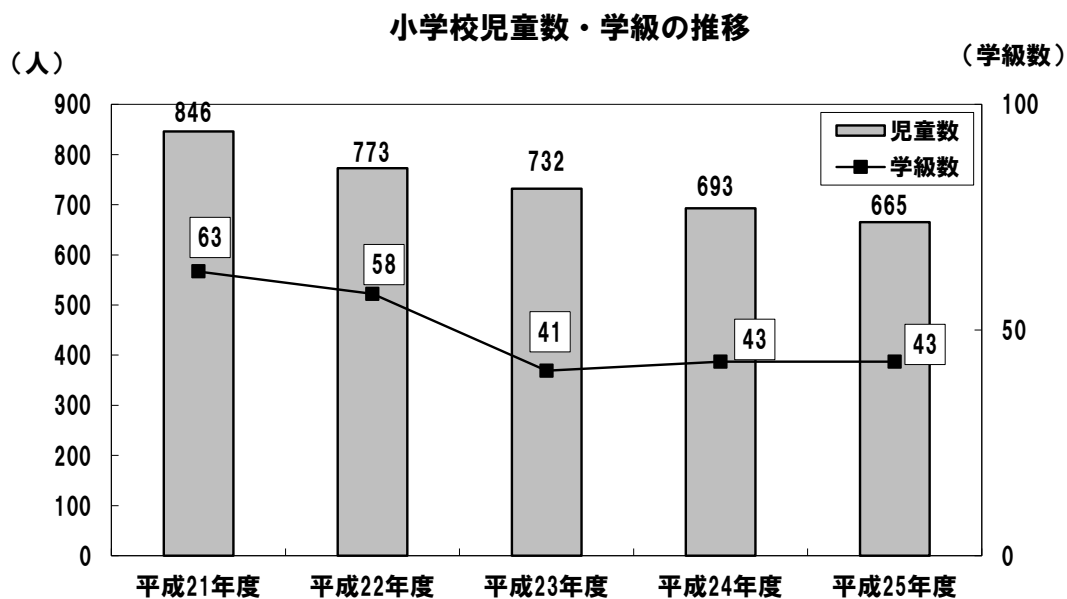
地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みを、平成25年度は8つの小学校区で4教室開設しています。保護者の就労有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

※各年3月末時点

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数(人)	402	356	342	329	309
開設小学校区数	7	7	7	8	8
開設教室数(か所)	3	3	3	4	4

## 5. 小学校の状況

町内の5つの小学校の児童数は減少傾向にあり、平成25年5月1日で665人となって、平成21年度に比べ181人の減少となっています。



		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学校数		8	8	5	5	5
学級数		63	58	41	43	43
特別支援学級		8	7	5	7	7
児童数 (人)	1年	105	111	100	108	97
	2年	131	107	111	101	107
	3年	127	133	108	114	101
	4年	153	127	134	109	114
	5年	144	151	126	135	110
	6年	186	144	153	126	136
	計	846	773	732	693	665

※各年5月1日時点

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
竹野小学校	57	50	49	44	39
丹波ひかり小学校	314	301	279	268	268
下山小学校	84	77	71	77	74
瑞穂小学校			195	186	169
桧山小学校	97	92			
明俊小学校	54	47			
三ノ宮小学校	47	41			
質美小学校	26	17			
和知小学校	167	148	138	118	115

## 6. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）

### （1）調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象(母集団)	実施方法	回収数 (回収率)
就学前児童 調査	町内の就学前児童 (0~5歳)の保護 者	◇悉皆(全数)調査 488人 ◇幼稚園・保育所入園者は園を通しての配 布、その他は郵送配布 ◇園やセンター回収箱、郵送による回収	324票 (66.4%)
小学生調査	町内の就学児童(小 学1~6年生)の保 護者	◇悉皆(全数)調査 665人 ◇学校配布 ◇学校やセンター回収箱、郵送による回収	441票 (66.3%)

【調査基準日】平成25年4月1日

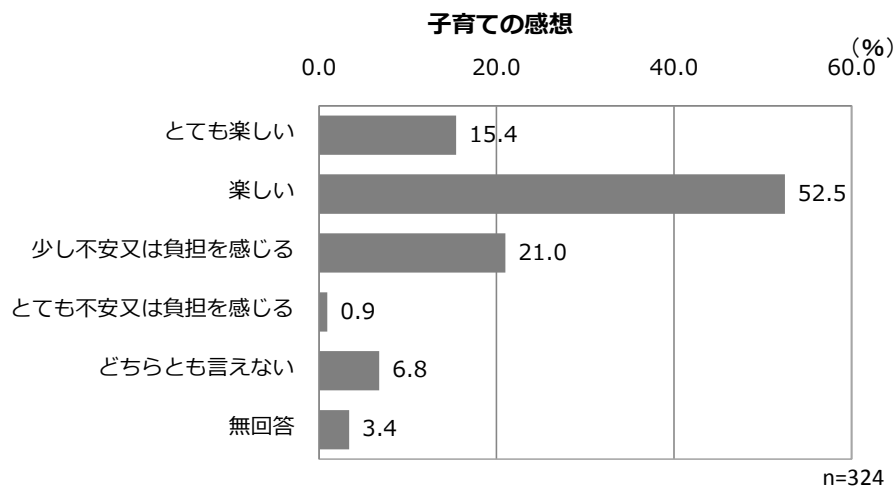
【調査期間】平成25年11月中旬~11月末日(12月10日回収分まで受付)

### （2）就学前児童調査

#### ①子育ての感想

子育ては、7割弱の方が楽しいと感じている

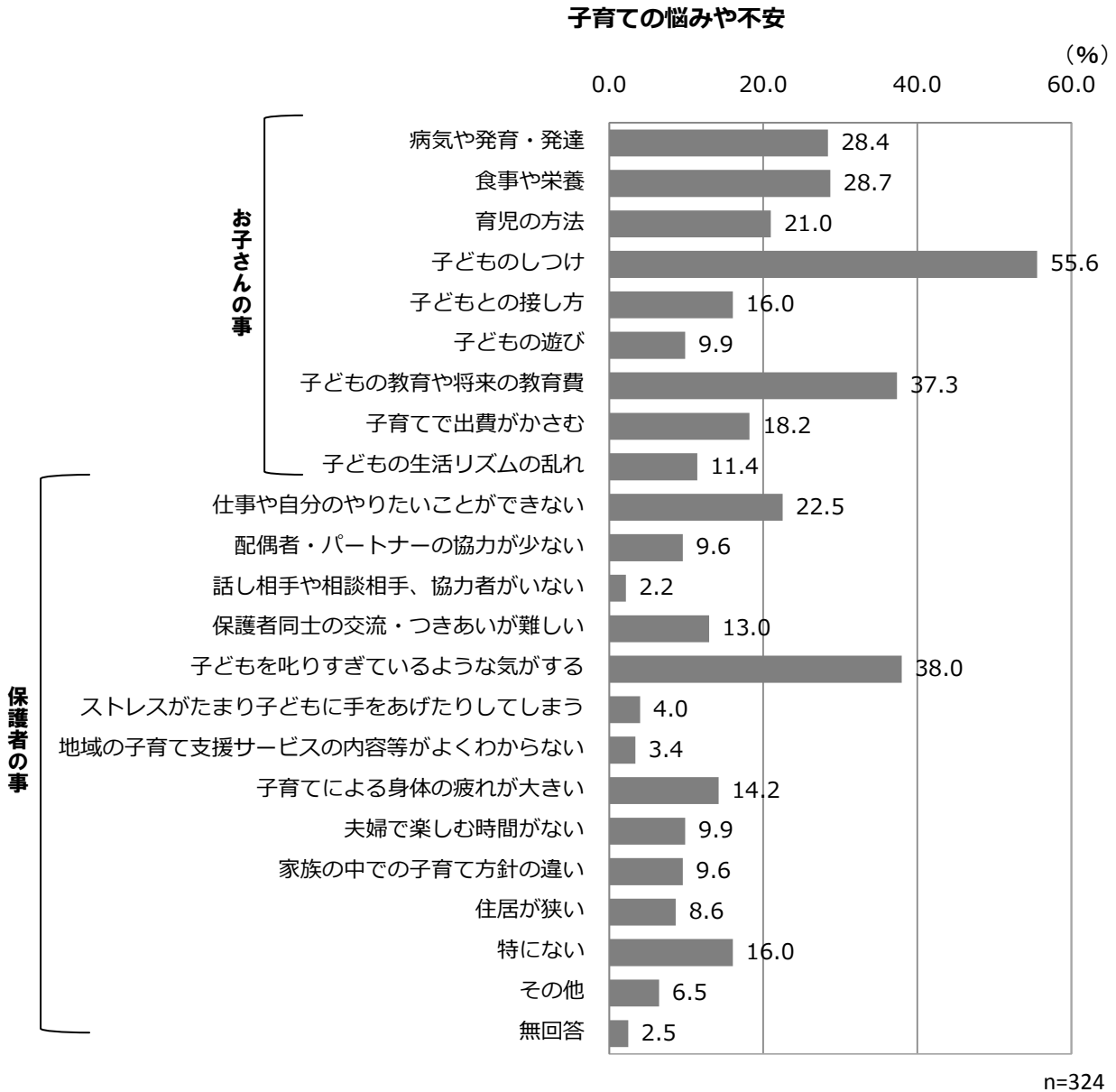
・「楽しい」が52.5%で最も多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が21.0%、「とても楽しい」が15.4%となっています。



②子育てに日常悩んでいること

**子どものしつけや子どもの叱りすぎに悩んでいる人が多い**

・「子どものしつけ」が55.6%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が38.0%、「子どもの教育や将来の教育費」が37.3%の順となっています。



③相談相手の有無

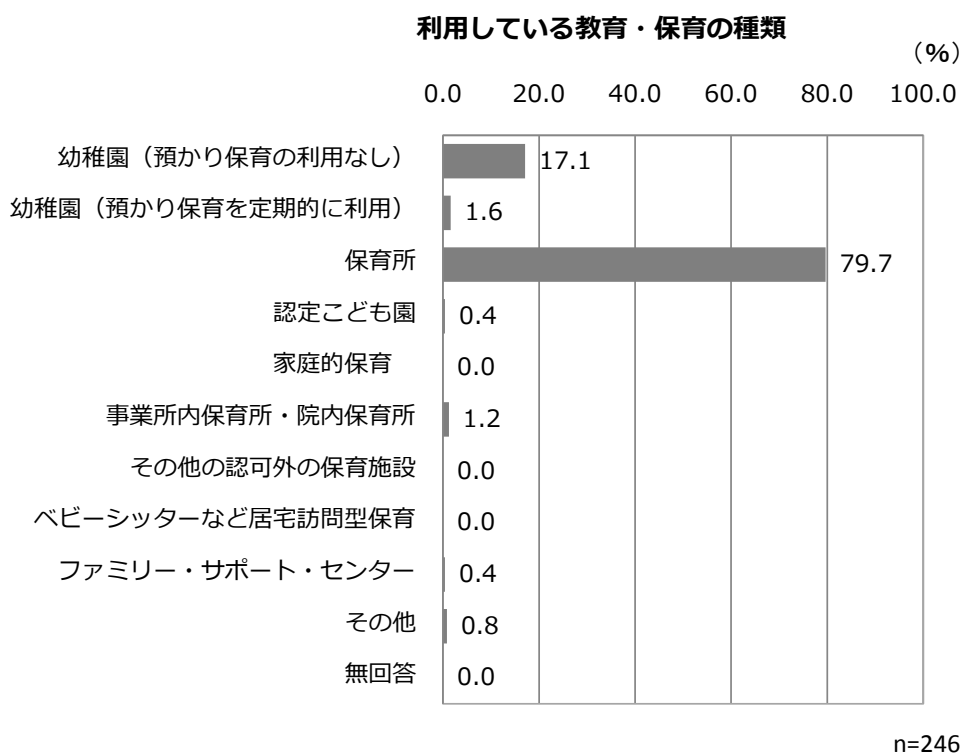
**相談相手がない人がわずかながらみられる**

・「いる／ある」が92.3%、「いない／ない」が4.3%、「不明（無回答）」が3.4%となっています。

④利用している教育・保育事業

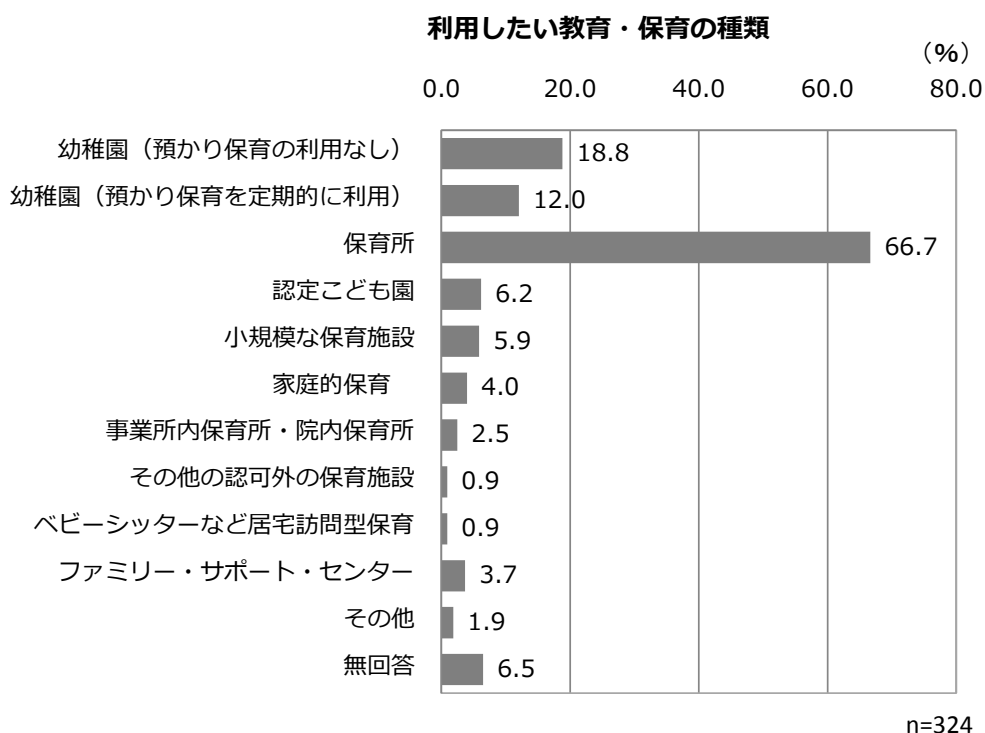
約8割の人は保育所を利用しており、今後も約7割の人が保育所を希望

- ・利用している教育・保育事業は、「保育所」が79.7%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が17.1%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が1.6%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が1.6%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が1.6%となっています。



⑤定期的に利用したい教育・保育事業

- ・利用したい事業は、「保育所」が66.7%、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が18.8%、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が12.0%となっています。

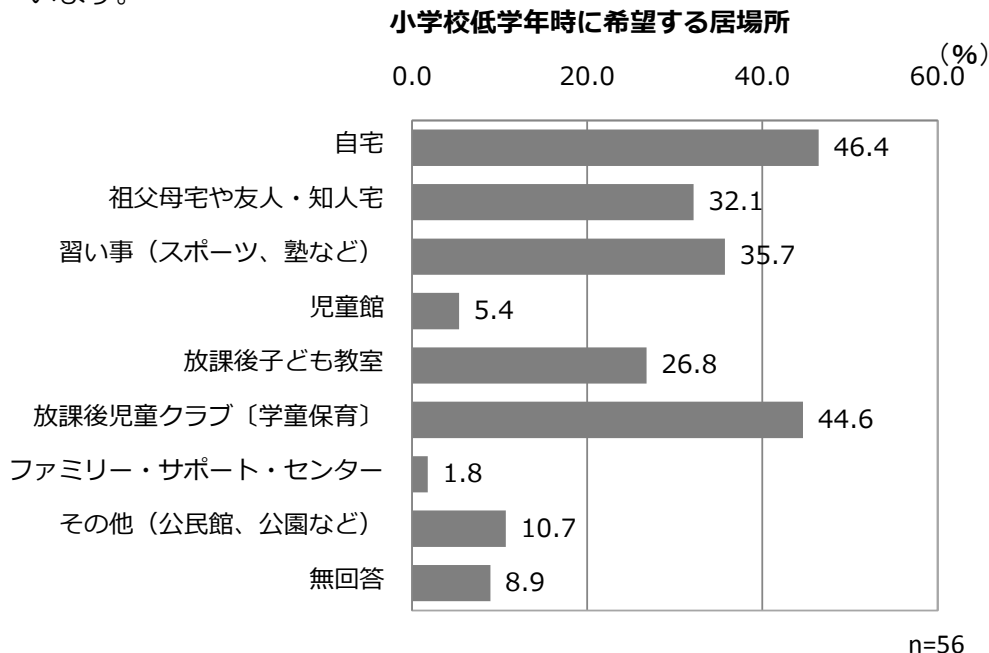




⑥低学年時に希望する居場所

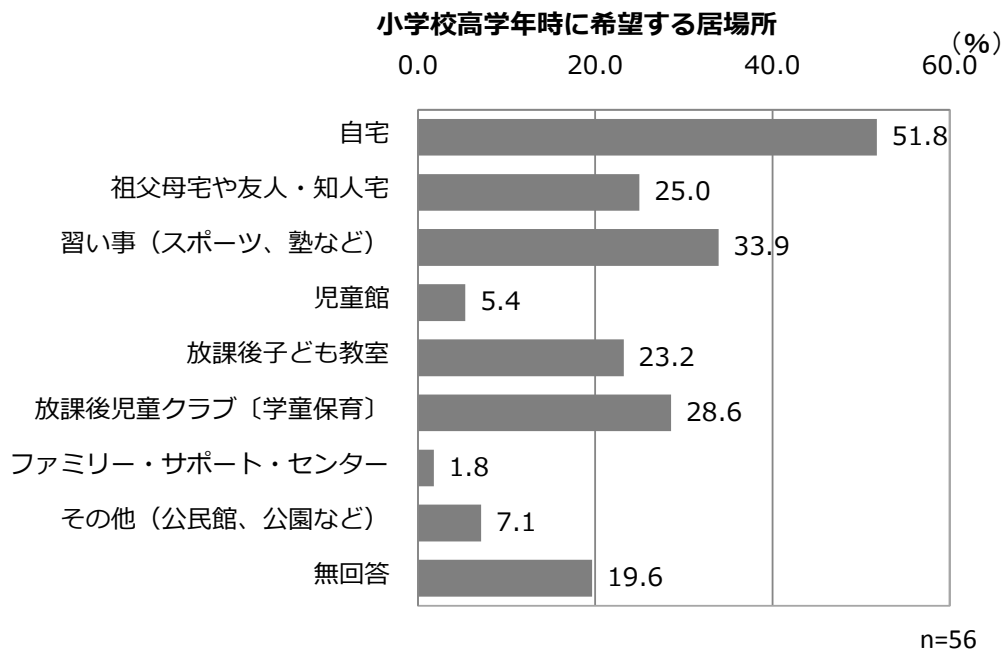
**放課後児童クラブは、低学年時は 4 割強、高学年時は 3 割弱の希望**

・「自宅」が 46.4%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 44.6%、「習い事（スポーツ、塾など）」が 35.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 32.1%となっています。



⑦高学年時に希望する居場所

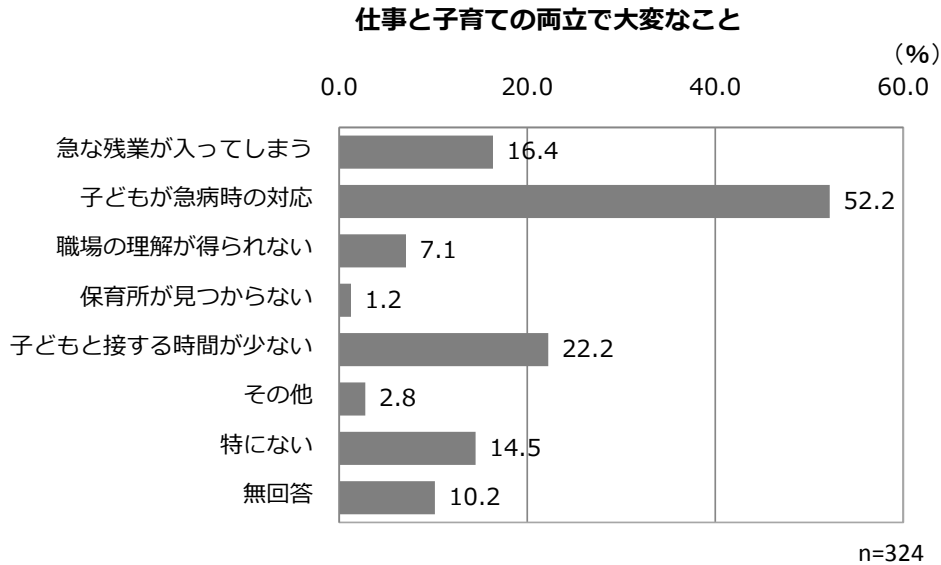
・「自宅」が 51.8%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」が 33.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 28.6%となっています。



⑧仕事と子育ての両立で大変なこと

**仕事と子育ての両立では、子どもが急病の時が大変**

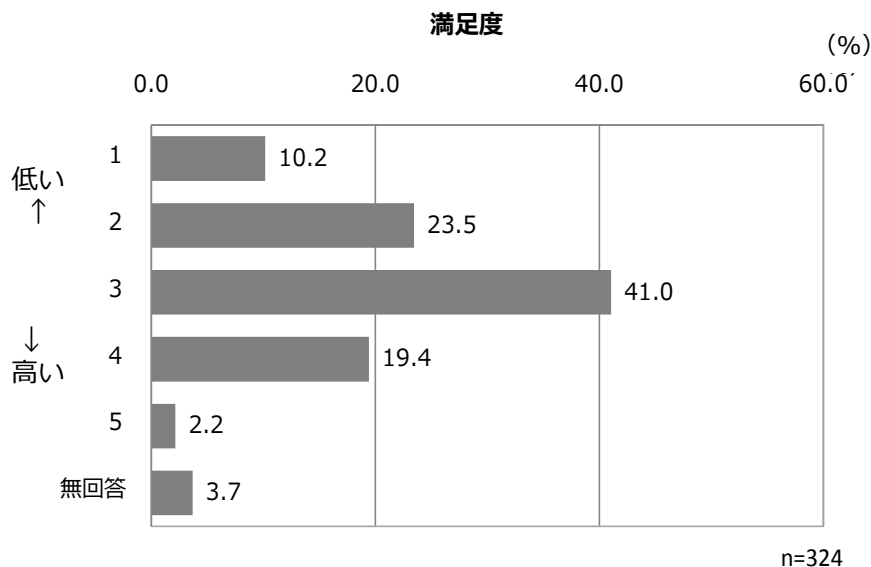
- ・「子どもが急病時の対応」が52.2%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が22.2%、「急な残業が入ってしまう」が16.4%の順となっています。



⑨地域の子育ての環境や支援の満足度

**子育て環境の満足度は、年齢別では2歳児、地区別では瑞穂地区で高い**

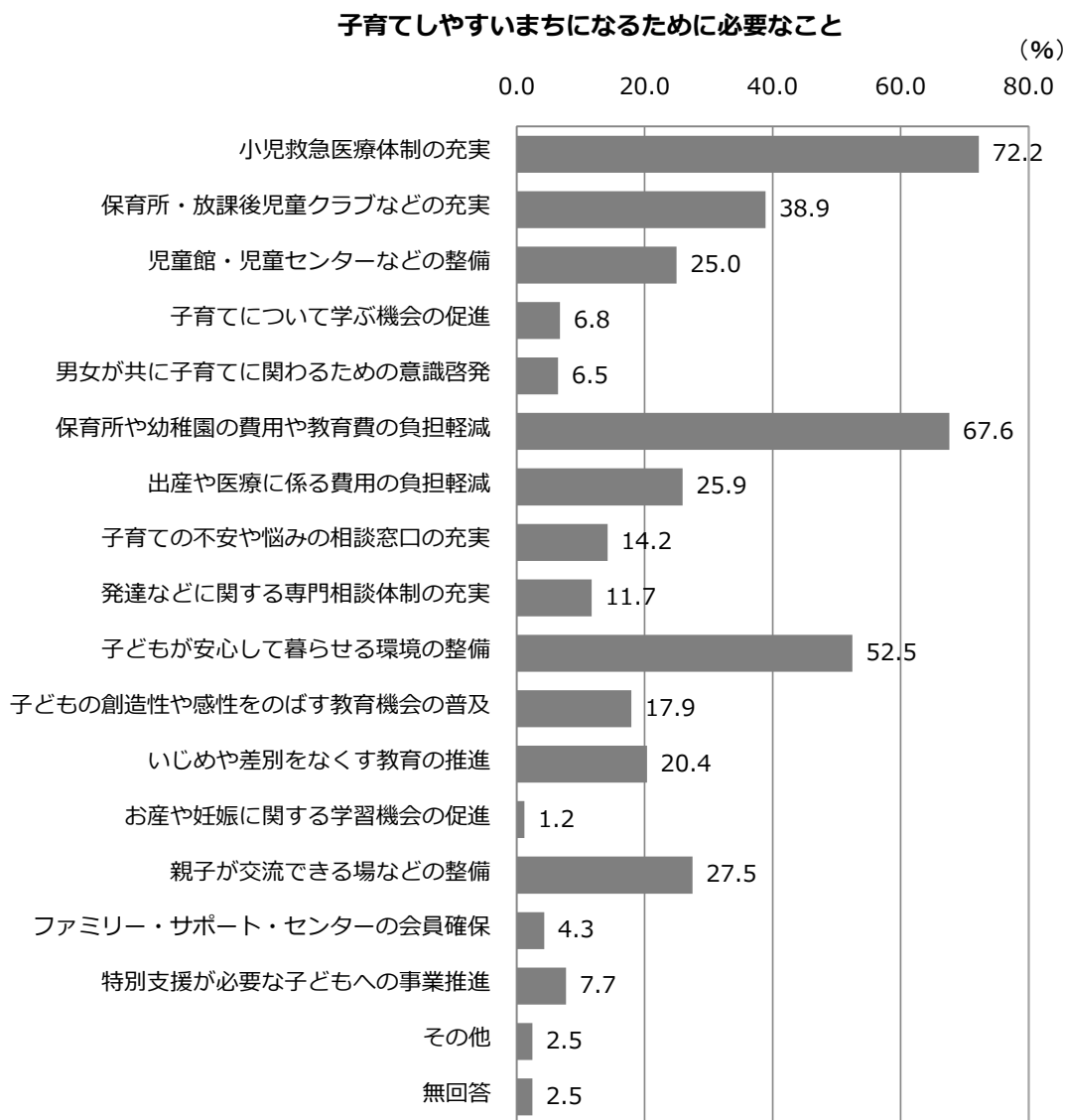
- ・「3」が41.0%で最も多く、次いで「2」が23.5%、「4」が19.4%となっており、全体では平均値が2.79となっています。
- ・年齢別にみると、2歳が最も高い2.92、1歳が最も低い2.52となっています。
- ・地区別では、それほど大きな差異はありませんが、瑞穂地区で最も高い2.90となっています。



⑩子育てしやすいまちとなるために必要なこと

**小児救急医療体制の充実を望む意見が最も多い**

- ・「小児救急医療体制の充実」が72.2%で最も多く、次いで「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が67.6%、「子どもが安心して暮らせる環境の整備」が52.5%の順となっています。



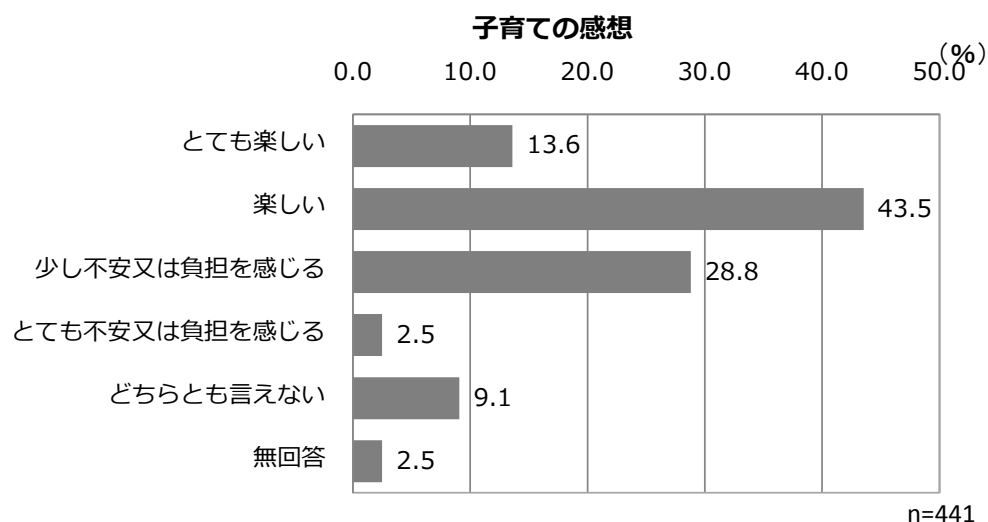
n=324

### (3) 小学生調査

#### ①子育ての感想

**子育ては、6割弱の方が楽しいと感じている**

・「楽しい」が43.5%で最も多く、次いで「少し不安又は負担を感じる」が28.8%、「とても楽しい」が13.6%となっています。



#### ②相談相手の有無

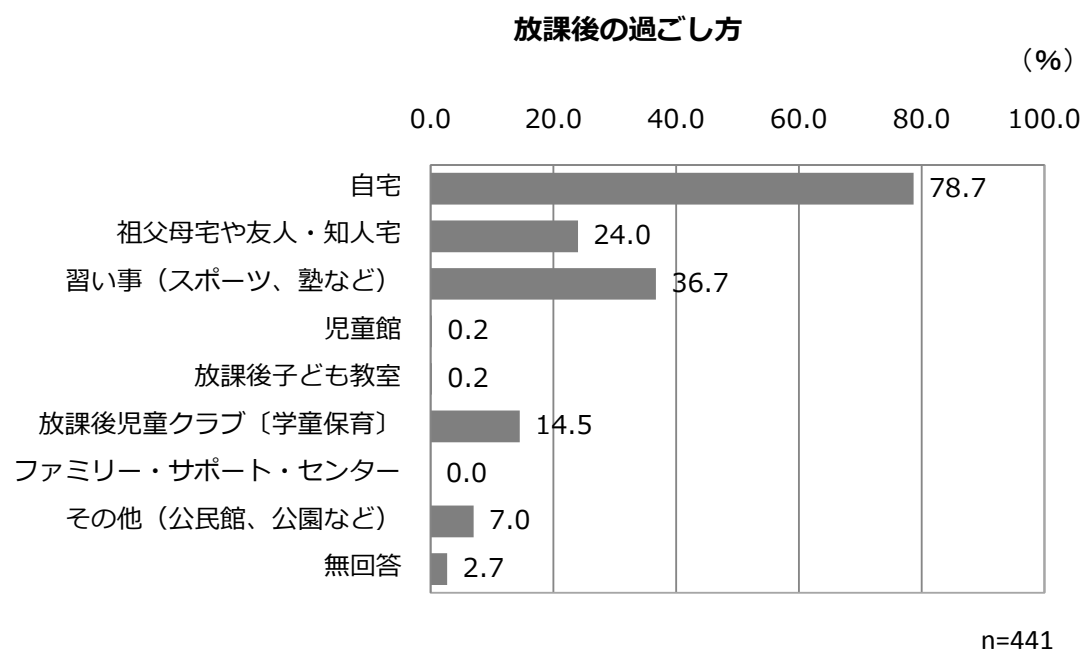
**相談相手がない人が1割弱**

・「いる/ある」が88.4%、「いない/ない」が9.1%、「不明（無回答）」が2.5%となっています。

#### ③平日の放課後の居場所

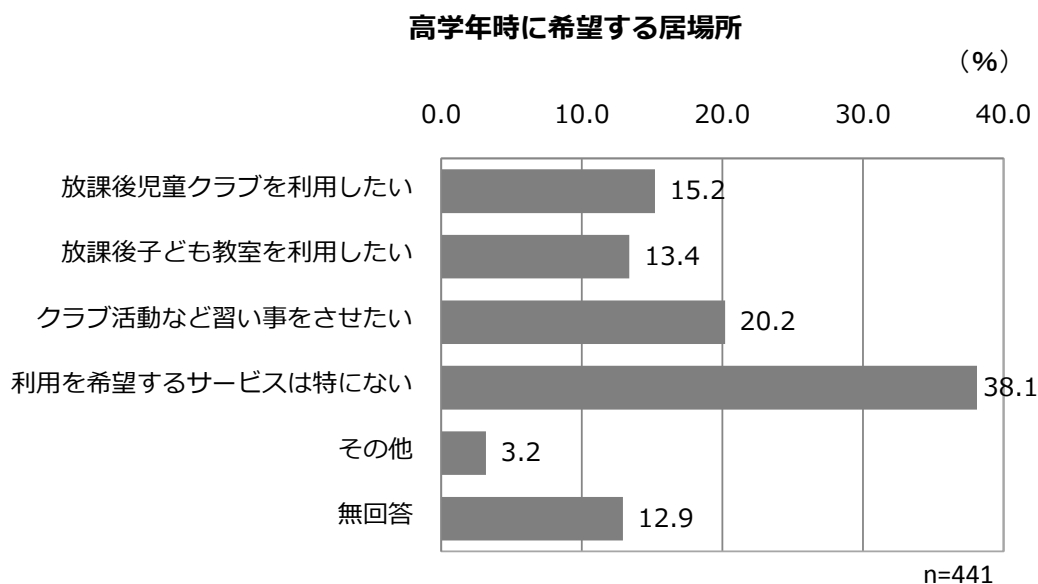
**放課後児童クラブは、低学年時・高学年時ともに1割半ばの利用者**

・「自宅」が78.7%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ・塾など）」が36.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が24.0%となっています。



#### ④高学年時に希望する放課後の居場所

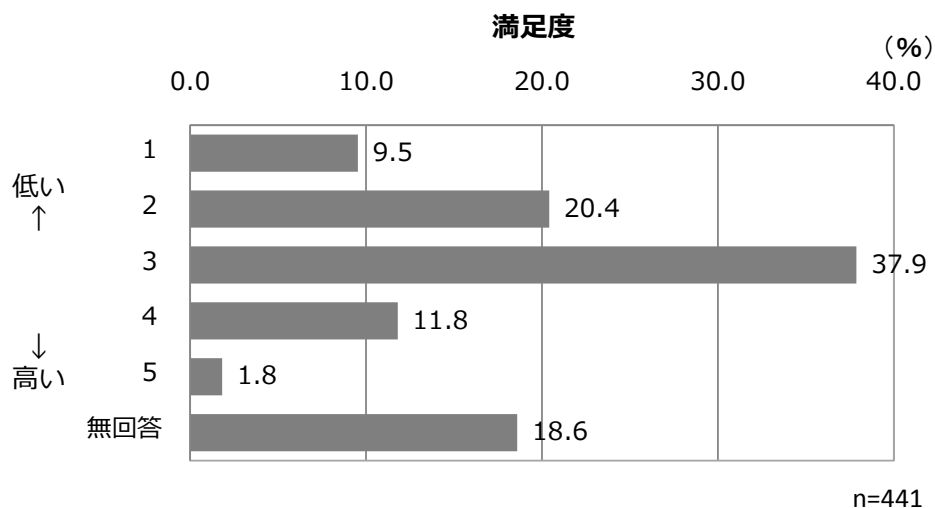
- 「利用を希望するサービスは特にはない」が38.1%で最も多く、次いで「クラブ活動など習い事をさせたい」が20.2%、「放課後児童クラブを利用したい」が15.2%の順となっています。



#### ⑤地域の子育ての環境や支援の満足度

**満足度は、地区別では和知地区で高い**

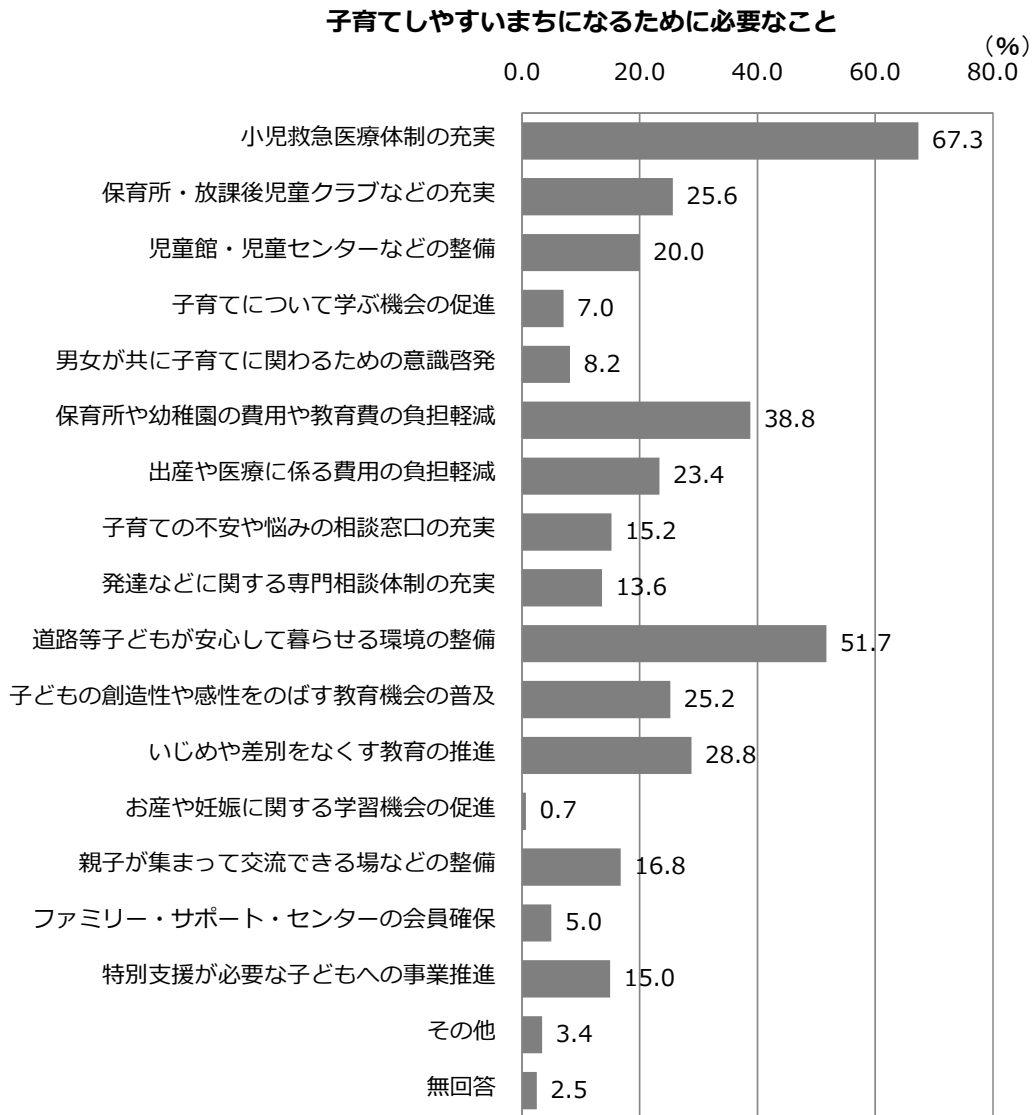
- 「3」が37.9%で最も多く、次いで「2」が20.4%、「4」が11.8%となっており、全体では平均値が2.70となっています。
- 地区別では、和知地区で最も高い2.81、丹波地区で最も低い2.65となっています。
- 学年別にみると、それほど大きな差異はありませんが、2・3年生で最も高い2.78となっています。



⑥子育てしやすいまちとなるために必要なこと

**小児救急医療体制の充実を望む意見が最も多い**

・「小児救急医療体制の充実」が67.3%で最も多く、次いで「道路等子どもが安心して暮らせる環境の整備」が51.7%、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が38.8%の順となっています。



n=441

## 7. 次世代育成支援行動計画の評価

### (1) 特定事業の進捗状況表

特定事業の平成25年度末の進捗状況は次のとおりです。

事業	現状値	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標値
	(平成21年度)					(平成26年度)
1 通常保育事業	4箇所(うち1分園) 実人数296人	4箇所(うち1分園) 290人	4箇所(うち1分園) 296人	4箇所(うち1分園) 279人	4箇所(うち1分園) 254人	4箇所(うち1分園) 実人数305人
2 特定保育事業	—	—	—	—	—	—
3 延長保育事業	4箇所(うち1分園) 実人数62人	4箇所(うち1分園) 140人	4箇所(うち1分園) 139人	4箇所(うち1分園) 117人	4箇所(うち1分園) 86人	4箇所(うち1分園) 実人数62人
4 夜間保育事業	—	—	—	—	—	—
5 トワイライトステイ事業	—	—	—	—	—	—
6 休日保育事業	—	—	—	—	—	1箇所 実人数34人
7 病児・病後児保育事業	—	—	—	—	—	1箇所 延人数679人
8 放課後健全育成事業 ( )内は小学校1～3年生	3箇所 実人数108(91)人	3箇所 82(77)人	3箇所 106(84)人	3箇所 113(89)人	3箇所 115(82)人	3箇所 実人数125(88)人
9 地域子育て支援拠点事業	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	1箇所
10 一時預かり事業	2箇所 延人数434人	4箇所 511人	4箇所 403人	4箇所 417人	4箇所 667人	4箇所 延人数960人
11 ショートステイ事業	—	—	—	—	—	—
12 ファミリーサポート事業	—	—	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

## (2) 個別事業の進捗状況

京丹波町では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成22年度から平成26年度までの5年間の行動計画（後期計画）を策定し、その実現に向けて取り組んできました。

この後期計画の平成25年度までの取り組みの状況については以下のとおりです。

評	A : 予定どおり
価	B : 多少の遅れはあったが、ほぼ予定どおり
方	C : H25 までには達成できていないが、H26 年度中に実施可能
法	D : 大幅に遅れている。取り組みの見直しが必要

基本目標	施策の展開	事業分野	事業数	評価			
				A	B	C	D
基本目標1 子どもがいきいきと 健やかに育つ 環境づくりをめざす	(1) 子どもの健やかな成長のための支援	①子どもや母親の健康の確保	15	13	2		
		②食育の推進	9	9			
		③小児医療の充実	4	4			
		小計	28	26	2	0	0
				(92.9%)	(7.1%)	(0.0%)	(0.0%)
	(2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり	①次代の親の育成	5	5			
		②子どものこころをはぐくむ教育の充実	11	10	1		
		③思春期保健対策の充実	5	5			
		④子どもの健全育成の推進	11	11			
		⑤学校・家庭・地域社会の連携	2	2			
小計	34	33	1	0	0		
			(97.1%)	(2.9%)	(0.0%)	(0.0%)	
計		62	59	3	0	0	
			(95.2%)	(4.8%)	(0.0%)	(0.0%)	
基本目標2 安心して子育てのできる 地域づくりをめざす	(1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり	①多様な子育て支援サービスの充実	10	8			2
		②子育て支援のネットワークづくり	7	7			
		③就学前教育保育の実施	8	7			1
		④社会的支援を必要とする子ども・家庭への支援	9	9			
	小計	34	31	0	0	3	
				(91.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(8.8%)
	(2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた取り組み	①家庭における子育てと仕事の調和を促進する取組み	4	4			
		②働きやすい環境づくり	4	4			
	小計	8	8	0	0	0	
				(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
計		42	39	0	0	3	
			(92.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(7.1%)	
基本目標3 地域みんなで子どもをはぐくむ まちづくりをめざす	(1) 子どもがのびのびと育つ生活環境の整備	①豊かな暮らしと住環境の整備	4	2	1		1
		②のびのびと遊び活動できる生活環境づくり	5	3	1		1
		③安心して外出できる環境の整備	5	3	1		1
	小計	14	8	3	0	3	
				(57.1%)	(21.4%)	(0.0%)	(21.4%)
	(2) 子どもをはぐくむ地域コミュニティの充実	①地域で子どもをはぐくむ意識の醸成	2	2			
		②家庭や地域の教育力の向上	4	4			
		③子育てを支える地域活動の活性化	4	4			
		④地域資源を活かした活動の推進	4	3			1
	小計	14	13	0	0	1	
			(92.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(7.1%)	
計		28	21	3	0	4	
			(75.0%)	(10.7%)	(0.0%)	(14.3%)	
総計 (割合)			132	119	6	0	7
			(90.2%)	(4.5%)	(0.0%)	(5.3%)	



京丹波町次世代育成支援行動計画（後期計画）に位置づけた子育て支援事業（132 事業）の実施状況について評価を行った結果、平成 25 年度末時点では、「予定どおり（評価A）」の割合が 90.2%、「多少の遅れはあったが、ほぼ予定どおり（評価B）」の割合が 4.5%となっており、合わせると 94.7%が目標達成に向けて計画どおりに進捗しています。

基本目標別では、『基本目標3 地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす』分野での「大幅に遅れている。取り組みの見直しが必要（評価D）」の割合が 14.3%と高くなっています。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 子ども・子育てビジョン（基本理念）

本計画は、「京丹波町次世代育成支援行動計画」の後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本町における子ども・子育てビジョンとして次のように設定します。

#### 子育てを みんなではぐくむ 地域の輪

京丹波町の生活文化や独自の魅力を活かして、子どもたちに多くの出会いと体験の機会を提供し、その中で、子どもたちの思いにふれ、かかわり合うことにより、親や地域の大人たちもたくさんのことを学ぶことができます。こうした取り組みを重ね、子どもたちの育ちが町の活力となることをめざします。

住民をはじめ、団体、事業者、行政などが連携し、協働することで、子どもと大人がふれあい、楽しみながら成長していくよう、取り組みを進めていきます。

### 2. 基本的視点

本計画の策定及び推進していくうえでの基本的な視点についても、「次世代育成支援行動計画」における4つの基本的視点を踏まえ、次のように設定します。

#### （1）子どもの幸せを第一に考える視点

子ども一人ひとりの人権が尊重されるよう、子育て支援に関するすべての施策や取り組みにおいて、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利を守っていくよう配慮します。

#### （2）すべての子どもと子育て家庭を支える視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、在宅の子育て家庭の孤立化などの問題を踏まえ、すべての子どもと子育て家庭を視野に入れた支援体制づくりを進めます。また、次代の親となる子どもに対する長期的視野に立った健全育成への取り組みや、男女が協力して家庭責任を果たすことができるような、そして、それを喜びと感ずることができるような、意識啓発、支援体制づくりを進めます。

#### （3）地域社会全体で子どもをはぐくむ視点

子育ては家庭だけの問題ではなく、子どもの健やかな成長を社会全体で支え、見守ることが重要です。そのため、住民や事業所、関係機関・団体、行政などの多様な主体が連携・協力し、子どもや子育て中の家庭への支援に取り組む必要があります。

#### (4) 地域の特性・資源を積極的に活用する視点

子どもや子育て家庭を取り巻く地域特性を踏まえながら、京丹波町の豊かな自然環境や地域ごとの特徴、協働の取り組みなどを十分に活かし、子育て支援を進める必要があります。

### 3. 基本目標

基本理念、基本的視点を踏まえ、本計画の基本目標を次の3つとします。

#### 基本目標1 子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりをめざす

すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をするとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談及び情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

さらに、子どもは基本的人権を有する社会の一員として認識されるべきであり、子どもとしての権利を保障し、確保していく取り組みを推進します。

#### 基本目標2 安心して子育てができる地域づくりをめざす

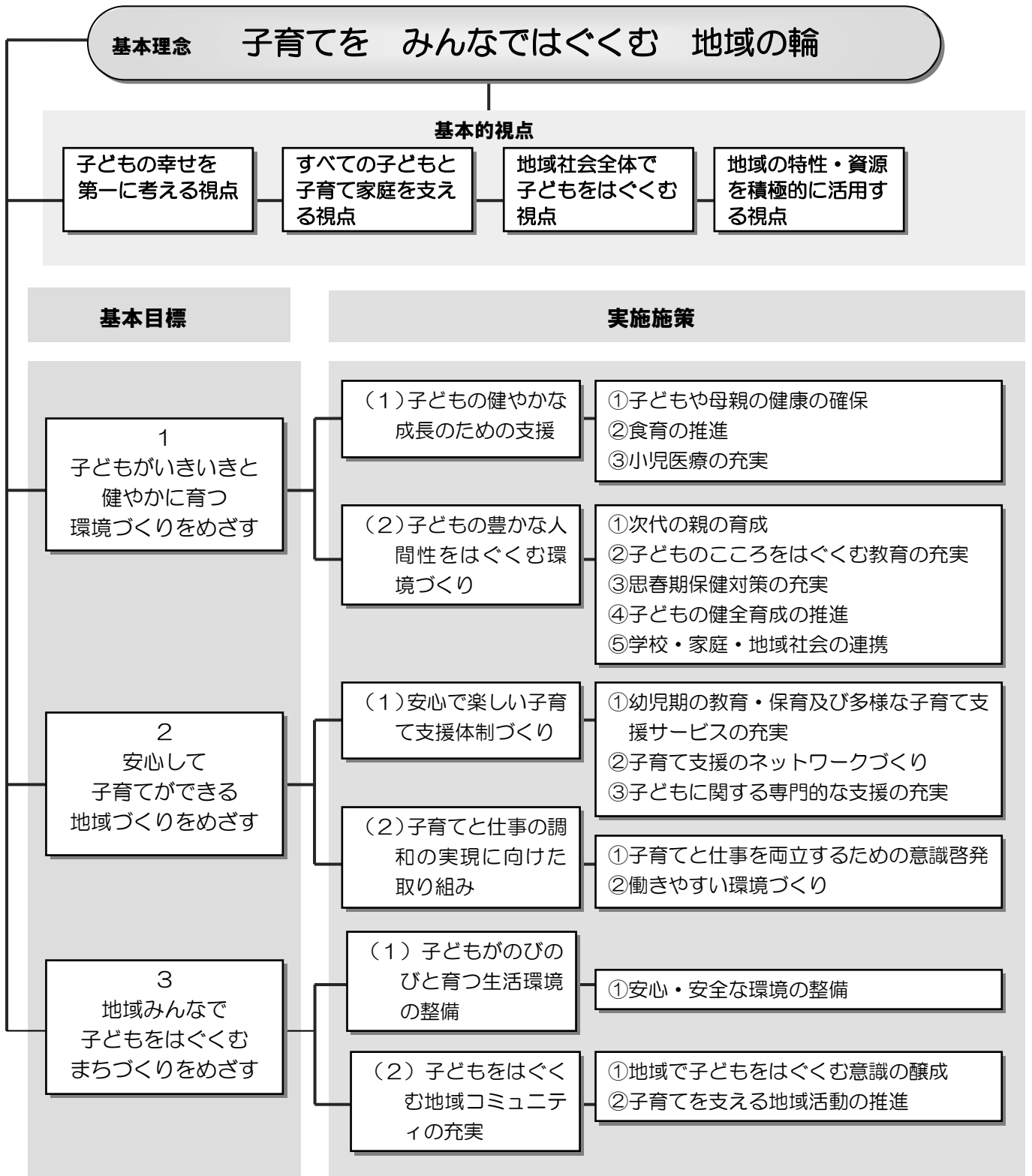
すべての子育て家庭に対して、地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実するとともに、そのサービスが身近で利用しやすく、より有効的なものとなるようネットワークづくりを推進します。また、子育てに悩みや不安を感じている保護者が安心して子育てをすることができるよう、保健・医療・福祉・教育など子育て支援にかかわる機関の連携を強化し、身近な地域で適切な相談や情報提供ができる体制の充実を図ります。

さらに、家族全体で子どもを生き育てていく意識を高め、誰もが安心して子育てできる、家族の愛情にあふれた、ゆとりある家庭環境づくりを推進します。

#### 基本目標3 地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”とが協働し、地域全体で子どもを見守りはぐくむ仕組みづくりなど、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

## 4. 施策の体系



## 5. 重点施策

子どもの幸せを考えるうえで重要となるのは、最も身近なコミュニティ組織である「家庭」に対する支援であり、行政はもとより地域社会全体で子どもを育てる仕組みづくりが求められています。また、少子化が進む中で、子育て家庭が孤立化し育児に悩む家庭に対するフォロー体制を構築する必要があります。

そのようなことから、本町においては切れ目のない子育て支援が提供できる体制づくりの構築をめざし、次の項目を重点施策として取り組みます。

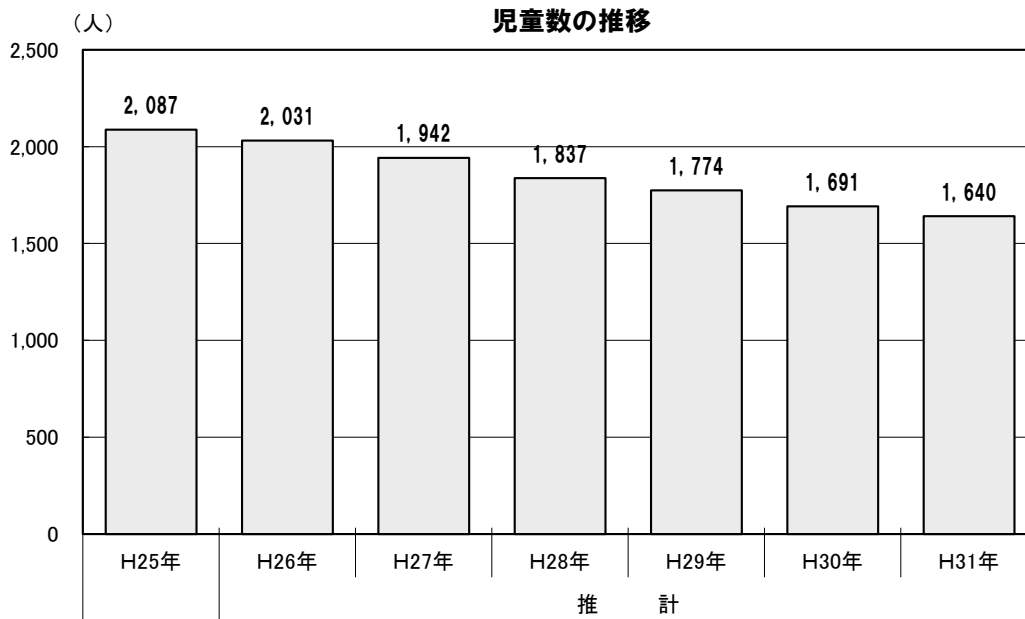
- (1) 子育て家庭を孤立化させない取り組み
  - 保健師による面談・電話相談
  - 妊婦訪問・新生児訪問
  - 乳幼児健診・乳児相談
  - 子育て支援センター及び各種教室開催  
(ベビーマッサージ教室、プレママ・パパ交流会など)
  - 子ども相談窓口の充実
  
- (2) 子どもの成長をサポートする切れ目ない支援体制
  - 発達支援事業
  - 移行支援シートの活用
  - かかりつけ医づくりの促進
  - 学習支援員配置
  - 特別支援教育
  
- (3) 地域社会全体で子育てを支援する取り組み
  - 地域連携による学校運営
  - 専門機関と子育て支援機関との連携強化  
(京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会など)
  - 地域の子どもの見守りなどにおける関係機関との連携強化
  - 園児と地域との交流促進
  - 世代間交流の推進



## 第4章 量の見込みと提供体制

### 1. 将来の子ども人口

住民基本台帳による本町の0～17歳の児童数は減少傾向で推移し、コーホート変化率法を用いた推計人口においては、平成25年度の2,087人（12.9%）から平成31年度には1,640人（11.3%）まで減少するものと想定されます。



	現 況	推 計					
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
児童数	2,087	2,031	1,942	1,837	1,774	1,691	1,640
0歳	76	70	68	67	65	63	62
1歳	70	84	76	74	73	70	68
2歳	85	73	88	79	77	76	73
3歳	84	85	74	88	79	77	76
4歳	84	84	85	74	88	79	77
5歳	94	86	85	87	77	91	81
6歳	99	95	87	86	88	77	92
7歳	108	101	97	88	87	89	78
8歳	100	108	101	97	88	87	89
9歳	115	101	109	102	98	89	88
10歳	112	114	100	108	101	97	88
11歳	135	112	114	100	108	101	97
12歳	129	136	113	115	101	109	102
13歳	155	127	136	112	114	101	108
14歳	145	155	127	136	112	114	101
15歳	186	145	155	127	136	112	114
16歳	170	183	143	154	126	135	111
17歳	140	172	184	143	156	124	135
就学前	493	482	476	469	459	456	437
小学生	669	631	608	581	570	540	532
低学年	307	304	285	271	263	253	259
高学年	362	327	323	310	307	287	273
中学生	429	418	376	363	327	324	311
高校生	496	500	482	424	418	371	360
児童数の対人口比	12.9%	12.8%	12.4%	12.0%	11.7%	11.4%	11.3%

## 2. 教育・保育提供区域

### (1) 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

### (2) 教育・保育提供区域の基本的な考え方

教育・保育提供区域を設定するにあたっては、以下の4つの視点から検討を行いました。

		教育・保育提供区域の設定パターン
		1区域
設定パターンの基本的な考え方		保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択などの理由などから、居住地区（3地区）を超えた利用が少なくない。また、複数の区域を設定した場合、施設配置バランスの誘導・確保といったメリット以上に、新規事業展開にかかる制約や、町内全体での広域的な需給調整に伴う不合理といったデメリットが大きいことなどを踏まえた設定である。
<b>視点1</b>	利用者にとってわかりやすく合理性のある区域設定であるか	◎歴史的経緯などから、町民にも馴染みのある3地区、または、町内全域とする1区域はわかりやすい。 ◎これまでの施策展開との連続性の観点からも整合性がある。
<b>視点2</b>	利用者にとって利便性が高い区域設定であるか	▼従来どおりに町内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、区域設定効果としての利便性向上は見込まれない。
<b>視点3</b>	区域を超えた施設・事業の利用に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎圏域設定の如何にかかわらず、利用者は従来どおりに区域を超えての利用を選択するケースが少なくないことが見込まれることなどから、利用実態に合った計画としやすい。
<b>視点4</b>	一過性の需要に対して柔軟に対応できる区域設定であるか	◎一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、町内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能である。

◎メリットが大きい ○メリットがある ▼デメリットがある

### (3) 京丹波町における教育・保育提供区域

検討の結果、本町においては、教育・保育提供区域を1区域として設定します。

### 3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

計画期間の幼児期の教育・保育の量の見込み（満3歳未満の子どもの保育利用率を含む）を設定し、量の見込みに対応する教育・保育施設並びに地域型保育事業による提供体制及び実施時期を次のように定めます。

町全域		H27					H28				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		245			67	158	245			66	149
①量の見込み(必要利用定員総数)		48	14	165	11	90	48	14	165	11	85
需要率		19.6%	5.7%	67.3%	16.4%	57.0%	19.6%	5.7%	67.3%	16.7%	57.0%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	48	14	165	11	90	48	14	165	11	85
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	提供量合計	48	14	165	11	90	48	14	165	11	85
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

町全域		H29					H30				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		236			64	141	238			62	141
①量の見込み(必要利用定員総数)		46	13	159	11	83	47	14	160	10	80
需要率		19.5%	5.5%	67.4%	17.2%	58.9%	19.7%	5.9%	67.2%	16.1%	56.7%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	46	13	159	11	83	47	14	160	10	80
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	提供量合計	46	13	159	11	83	47	14	160	10	80
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

町全域		H31				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		227			60	137
①量の見込み(必要利用定員総数)		44	13	153	10	78
需要率		19.4%	5.7%	67.4%	16.7%	56.9%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	44	13	153	10	78
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	地域型保育	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	提供量合計	44	13	153	10	78
②-①		0	0	0	0	0

【用語説明】

- ・1号認定：幼稚園での教育を希望する満3歳以上の児童
- ・2号認定：保護者の就労や疾病等の理由により保育所での保育を希望する満3歳以上の児童
- ・3号認定：保護者の就労や疾病等の理由により保育所での保育を希望する満3歳未満の児童



## 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### ①利用者支援事業

#### 【事業概要】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
量の見込み算出方法	子ども・子育て支援新制度に伴いスタートする事業であり、町として取り組む必要があるため1箇所で計上します。					
確保方策	箇所	1	1	1	1	1
確保方策の内容	新規事業のため、子育て支援課で対応できるよう調整し、情報提供や必要に応じた相談・助言等の充実に努めます。					

### ②地域子育て支援拠点事業

#### 【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み	人日	770	736	716	695	674
確保方策	箇所	3	1	1	1	1
確保方策の内容	現時点では、子育て支援センター事業(ひろば型)を丹波・瑞穂・和知地区の3箇所で開催しており、ニーズ量の受け入れは確保できます。今後においては、子育て支援センター事業(センター型)により常時利用可能な拠点整備を検討し、拠点から現行の場所へ出張する形での事業運営を行うことで、より充実した取り組みにつなげます。 <参考>H24年度実績:369人日 / H25年度実績:348人日					

### ③妊婦健康診査

#### 【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
0歳人口推計	人	68	67	65	63	62
①量の見込み	件	68	67	65	63	62
一人当たりの健診回数	回	14	14	14	14	14
健診回数 (受診人数×一人あたりの健診回数)	回	952	938	910	882	868
確保方策	妊娠届け出をした妊婦に、医療機関で受診する妊婦健康診査14回分の受診券を交付します。また、妊娠届け出の受付場所を瑞穂保健福祉センターに統一し、受診券を交付する際には必ず保健師と面接を行うことで、妊娠初期からのサポート体制に努めており、今後も継続します。					

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
0歳人口推計	人	68	67	65	63	62
①量の見込み	件	68	67	65	63	62
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
確保方策	新生児訪問として、新生児・乳幼児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、日ごろの生活の様子や母子の健康管理、育児発達相談、子育てに関する情報提供を行います。今後も引き続き訪問事業を行う中で、子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な場合は適切なサービスに結びつけます。					

#### ⑤養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
量の見込み(訪問世帯数)	件	6	6	6	6	6
量の見込み(延べ訪問数)	件	21	21	21	21	21
確保方策	現時点では、母子保健法に基づく新生児訪問において気になる家庭を対象に保健師が対応しています。今後においては、要保護児童対策の観点から児童虐待への対応及び未然防止も含めた取り組みとなるよう検討します。					

#### ⑥子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業。具体的な事業としては、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライト事業)。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人日	0	0	0	0	1
②確保方策	人日	0	0	0	0	1
②-①	人日	0	0	0	0	0
確保方策の内容	町単独で取り組むのは困難な状況にあるため、亀岡市及び南丹市が業務委託している「社会福祉法人 青葉学園」と協議のうえ実施に向け調整します。					

## ⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) \*小学生のみ対象

### 【事業概要】

小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	低学年	人日	28	27	26	25	25
	高学年	人日	32	31	31	29	27
②確保方策		人日	60	58	57	54	52
②-①		人日	0	0	0	0	0
確保方策の内容		平成23年度より社会福祉協議会に委託して事業を実施。現在はアドバイザーを中心に依頼・提供会員並びに利用者の増加に向け取り組んでいるため、ニーズ量は確保できます。今後においても、社会福祉協議会と連携を密にすることで事業充実に向け取り組んでいきます。					

## ⑧一時預かり事業

### 【事業概要】

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に関し、主として昼間に、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などにおいて、一時的に預かり必要な保護を行う事業。

### I 幼稚園における一時預かり

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園(1号・2号認定)利用ニーズ量		人	62	62	59	61	57
①量の見込み	①1号認定による利用	人日	317	317	305	308	294
	②2号認定による利用	人日	684	684	647	677	625
③確保方策		人日	1,001	1,001	952	985	919
		箇所	1	1	1	1	1
③-(①+②)		人日	0	0	0	0	0
確保方策の内容		須知幼稚園で教育課程終了後に実施しています。今後においても、保護者ニーズに応じた預かり保育ができるよう取り組みます。					

### II 幼稚園以外における一時預かり

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	一時保育	人日	719	702	679	672	647
	ファミリー・サポート・センター						
②確保方策		一時保育	699	682	659	652	627
		ファミリー・サポート・センター	20	20	20	20	20
②-①		人日	0	0	0	0	0
確保方策の内容		一時保育事業は上豊田保育所で実施していますが、子育て支援センター(短時部)利用者は、わちエンジェルとみずほ保育所でも対応しています。また、ファミリー・サポート・センター事業においても乳幼児の一時預かりを行っているため、ニーズ量は確保できます。今後においても、利用者ニーズに応じた預かり保育ができるよう取り組みます。					

## ⑨延長保育事業

### 【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	人	81	79	77	76	73
②確保方策	人	81	79	77	76	73
	箇所	3	3	3	3	3
②-①	人	0	0	0	0	0
確保方策の内容	<p>上豊田保育所、みずほ保育所、わちエンジェルで実施しており、ニーズ量を上回る利用実績を対応しているため、ニーズ量は確保できます。今後も引き続き事業を継続し、保護者の就労支援に努めます。                      &lt;参考&gt;H24年度実績:117人 / H25年度実績:86人</p>					

## ⑩病児・病後児保育事業

### 【事業概要】

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一時的に保育等をする事業。

	単位	H27	H28	H29	H30	H31
①量の見込み	病児・病後児保育	人日	58	57	55	54
	緊急サポートネットワーク					
②確保方策	病児・病後児保育	人日	0	0	0	0
		箇所	0	0	0	0
	緊急サポートネットワーク	人日	0	0	0	0
②-①	人日	▲ 58	▲ 57	▲ 55	▲ 54	0
確保方策の内容	<p>保護者ニーズからすると約3割のニーズ量があるため、就労支援の観点から平成31年度に1箇所整備を目指します。なお、子ども視点及び親の育児力醸成からすると、事業実施に関して議論が必要なため、「子ども」「子育て」の制度の意味合いを考える中で、企業・事業所の理解を促しながら取り組みについて検討します。</p>					

## ⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

### 【事業概要】

保護者が就労し昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、健全な育成を図る事業。

		単位	H27	H28	H29	H30	H31
低学年(6-8歳)人口推計		人	285	271	263	253	259
高学年(9-11歳)人口推計		人	323	310	307	287	273
①量の見込み	低学年	人	86	82	81	77	77
	高学年	人	42	39	38	35	35
需要率	低学年	%	30.2%	30.3%	30.8%	30.4%	29.7%
	高学年	%	13.0%	12.6%	12.4%	12.2%	12.8%
②確保方策	低学年	人	86	82	81	77	77
	高学年	人	42	39	38	35	35
②-①			0	0	0	0	0
確保方策		丹波・瑞穂・和知地区で放課後児童クラブを開設しており、量の見込みと近い人数を対応しているため、ニーズ量は確保できます。今後も引き続き継続することで、児童の健全育成に努めます。 <参考>H24年度実績:89人 / H25年度実績:82人 …低学年 H24年度実績:24人 / H25年度実績:33人 …高学年					



## 5. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### (1) 認定こども園の普及に係る考え方

すべての就学前の子どもに対し、平等な条件のもとで幼児教育・保育を提供できる体制づくりと、就労の有無に関わらず希望する園に入園できる環境づくりを整備するには、現行の保育所及び幼稚園の制度の枠組みでは補うことが難しい状況にあります。

そのような状況のもと、わちエンジェルとみずほ保育所においては、幼稚園までの距離的要件も踏まえ、町独自の施策として「子育て支援センター（短時部）」を設置し、就労の枠組みにとらわれない国が示す認定こども園に準じた取り組みを展開しています。

子ども・子育て支援新制度においては、幼保連携型認定こども園の基準が見直され、内閣府所管のもと幼稚園と保育所の良さを活かした形での運営が可能となり、本町がめざす就学前の子どもに対する幼児教育・保育の考え方と合致するものとなっています。

このことから、本町においては、幼保連携型認定こども園への移行を目標に定め、取り組みを進めます。

### (2) 質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、関係機関と連携して取り組みます。

### (3) 幼児期の教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な保幼小連携の取り組みの推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

### (4) 保幼小の連携に係る取り組み

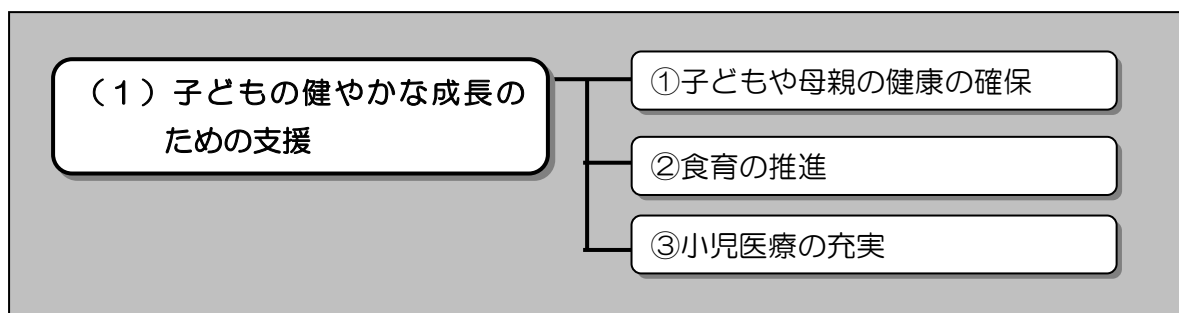
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前の子どもなどに係る施策との緊密な連携を図ります。

## 第5章 総合的な施策の展開

※この章における目標指標は、子ども・子育て支援法における「教育・保育の量の見込みと提供体制」以外の計画期間における施策の達成状況を把握するための指標（目標数値など）を定めています。

### 1. 子どもがいきいきと健やかに育つ環境づくりをめざす

#### (1) 子どもの健やかな成長のための支援



#### ① 子どもや母親の健康の確保

##### 現状と課題

町では、母子保健法に基づく健康診査、保健指導など妊産婦から乳幼児期までの発達段階に応じたさまざまな母子保健事業を実施しています。

乳幼児の健康づくりを進めていくためには、訪問指導、育児相談、健康診査などのさらなる充実を図り、疾病や課題の早期発見・早期対応を図る必要があります。

乳幼児健診においては、乳児前期・後期健診に比べ1歳6か月、3歳児健診の受診率が下がるのが課題となっています。また、虫歯予防のためのフッ化物塗布は受診率が2割程度と少ないので、むし歯予防効果について周知し、利用されるよう進めていく必要があります。

予防接種事業については、平成25年度からヒブと小児用肺炎球菌、平成26年度から水痘が定期接種に加わったことで予防接種の種類が増え、保護者も受け方などで混乱しています。特に、MR（麻疹・風疹混合ワクチン）予防接種については、接種率が95%を下回っているため、未接種者に対し啓発などがすみやかにできるシステムの構築が必要です。

##### 施策の方向性

- 妊娠期から継続した親子の健康の確保・増進のための保健指導、健康診査を充実します。
- 発達段階に応じた子育てのきめ細かい知識の指導など、健診内容の充実を図り、発達相談の場や遊びの教室などの支援の場に適切につなぎます。

## **具体的な取り組み事業**

- **母子健康手帳の発行**

発行時に保健師が面談し、妊娠中の情報提供や個別面談を行うことにより、安心して出産することができるよう支援します。
- **マタニティマークの普及・啓発**

妊婦にやさしいまちづくりをめざし、母子健康手帳発行時にマタニティマークのシールとキーホルダーを配布します。
- **妊婦健診費用の助成**

出産に係る費用負担を軽減するため、町事業として14回分の健診費用を負担します。
- **保健師による面談・電話相談**

妊娠・出産・育児への不安解消を図るため、保健師による電話相談や個別相談、訪問などを行います。
- **妊婦訪問・新生児訪問の実施**

母子支援の一環として、希望に応じた妊婦訪問及び全数を対象とした新生児訪問を行います。
- **ベビーマッサージ教室の開催**

親子のコミュニケーション醸成及び親同士の交流を図る場として開催します。
- **乳幼児健診の実施**

発達段階に応じたきめ細やかな支援が行えるよう、乳児前期・後期健診をはじめ、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。
- **ブックスタート事業の実施**

親子のコミュニケーション醸成をめざし、乳児前期健診の中で、保育士が1対1で絵本の読み聞かせを行った後、絵本をプレゼントします。
- **乳幼児期における歯科保健の充実**

乳幼児健診における歯科指導並びに2歳児歯科健診を実施します。加えて、フッ化物塗布を推進することにより、歯科対策の充実に努めます。
- **乳児相談の実施**

母親の育児不安の軽減及び孤立化を防ぐため、子どもの発達を確認しながら、育児や離乳食などの相談に個別に応じます。
- **発達支援事業**

発達に関する相談に応じるため、医師や作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士らによる専門的な相談の場を設けるとともに、療育事業を実施します。
- **予防接種事業**

重症化のおそれがある疾病の発生予防及びまん延防止のため、正しい知識の啓発や普及に努めたうえで、納得して予防接種を受けていただけるよう努めます。
- **不妊治療等助成金交付事業**

少子化対策の一環として、不妊治療に要する費用の一部を助成します。
- **女性のがん検診事業**

女性特有のがん予防対策として、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診勧奨を行います。



## 目標指標

年度 成果指標	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
・母子手帳の発行（発行率）	100%	現状維持
・保健師による面談・電話相談 （実施率）	100%	現状維持
・ベビーマッサージ教室（参加率）	50%	55%
・乳幼児健診（受診率）	94%	100%
・ブックスタート事業 （乳児前期健診 受診率）	96%	100%
・フッ化物塗布（受診率）	20%	50%
・2歳児歯科教室（受診率）	94%	95%
・乳児相談（参加率）	43%	45%
・予防接種事業 （MR予防接種2期接種率）	91.5%	95%
・子宮頸がん検診（受診率）	50.7%	55%
・乳がん検診（受診率）	32.8%	35%

## ② 食育の推進

### 現状と課題

町では、平成 26 年 10 月に策定した「食育推進計画」を軸に、食育の推進に取り組んでいます。

乳幼児期においては、離乳食教室などを通して食に対する適切な指導を行う中で、望ましい食習慣を身につけるための情報を提供しています。

また、京丹波町食生活改善推進員協議会に委託し、各支部単位で親と子の料理教室を実施することにより、子どもだけではなく、親の食への意識向上を図り、食への関心が広がる機会を提供しています。

幼稚園・保育所・学校においては、文部科学省（栄養教諭を中核とした食育推進事業）や京都府教育委員会（食に関する指導充実事業）の指定を受けて食育推進に取り組んでいますが、各学校間の連携を図りながら、特に中学校での食育推進をより一層図る必要があります。

今後も、食育を通して健康で豊かな体とこころがはぐくめるよう、家庭、地域、学校、企業、関係団体、行政などが連携し、食育を推進していくことが重要です。

## 施策の方向性

- 旬の食材・地元の食材を利用した料理情報の紹介を通じて、食への意識向上を図ります。
- 幼稚園・保育所・学校においては、正しい食生活や栄養の摂り方など、食生活全般にわたる教育を行います。
- 学校地域支援本部事業等を活用し、農林業と食に対する関心を高めるとともに、ふるさとへの愛情をはぐくみます。

## 具体的な取り組み事業

- **乳幼児健診における栄養士の指導**  
月齢、年齢に応じた適切な食事について、乳幼児健診時に栄養士による指導を行います。
- **離乳食教室の開催**  
離乳食に対する不安軽減及び幼児食への移行を支援することを目的に実施します。
- **親と子の料理教室の開催**  
親子のコミュニケーション醸成並びに食への関心を広げる場として、食生活改善推進員協議会に委託して実施します。
- **子育て支援センター事業における食育講座**  
子育て支援センター交流事業並びに各子育て支援センター事業において、食育をテーマとした講座を開催します。
- **家庭や地域と連携した幼稚園・保育所・学校における「食育」教育の充実**  
正しい食生活や栄養の摂り方などを学ぶため、校種間の連携を図るとともに、家庭や地域との連携を強化しながら食育の推進に努めます。
- **食への関心を高めるための栽培・収穫体験の実施**  
栽培から収穫までの作業を体験する中で、農産物への愛着やこころの成長を促すとともに、食に対する正しい知識を養います。
- **郷土愛をはぐくむ農林業体験教室の開催**  
ふるさとへの愛情をはぐくむため、学校地域支援本部事業を活用し、町の特産である農林業に食をからめた体験教室を実施します。
- **学校給食などにおける地産地消の取り組み**  
地元産食材への関心を高めるため、地元産食材を使った献立の設定及び積極的な活用を図ります。
- **旬の地元産食材を活かした料理情報の提供**  
地域への愛着心を高め、地元産食材の積極的な活用を図るため、料理情報を集約し提供します。



## 目標指標

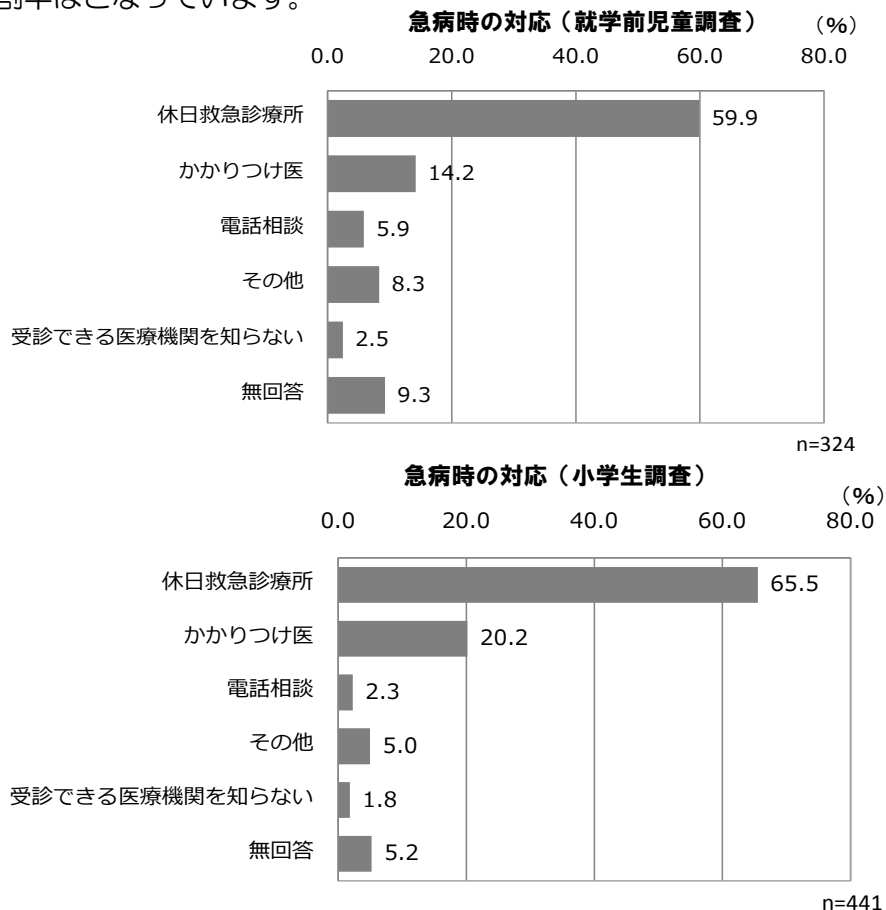
年度 成果指標	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
・ 離乳食教室 (開催回数、参加人数)	12 回 71 人	15 回 100 人
・ 食育講座 (交流会と各センター単独事業)	1 回	4 回
・ 校種間連携の実施学校数	全小中学校 (8 校)	現状維持
・ 学校支援地域本部事業による取り 組み学校数	2 校	現状維持

### ③ 小児医療の充実

#### 現状と課題

小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基礎となるものです。アンケート調査においては、子育て支援施策として「小児救急医療体制の充実」が最も望まれ、自由記述からも町内医療体制の充実を希望する記述が多く見られます。

急病時の対応としては、「休日救急診療所」が最も多い約 6 割で、「かかりつけ医」は 1 割半ばとなっています。



子ども子育てニーズ調査 (H25 実施)

現在、町の小児救急医療体制としては、南丹医療圏で24時間の小児科医療機関が公立南丹病院のみであるため、同院を軸として医療体制を組んでいます。

医療機関に関する情報提供体制としては、広報お知らせ版において毎月定例記事扱いで掲載し、住民への周知に努めています。

今後も引き続き、小児救急医療体制を維持するとともに、乳幼児期の死亡原因の第1位である事故を防止するため、保護者に対し、事故予防対策、応急処置の仕方、救急医療などに関する知識の普及を図る必要があります。

### 施策の方向性

- 子どもの健康管理や疾病予防に対し、身近なかかりつけ医を持つように働きかけ、普段からの健康づくりを促進します。
- 乳幼児健診などを通じて資料を配布し、事故防止について指導します。また、保育所においても事故防止に努めます。
- 南丹医療圏内において常勤小児科医師勤務体制がとれる公立南丹病院と連携を図る中で、24時間の小児救急医療体制の確保に努めます。

### 具体的な取り組み事業

#### ・かかりつけ医づくりの促進

子どもの健康管理や疾病予防、普段からの健康づくりを図るうえで、身近な存在である町立医療機関がかかりつけ医として活用されるよう積極的に働きかけます。

#### ・小児救急電話相談の活用や医療機関の情報提供

保護者の不安解消を図るため、小児救急電話相談（#8000）や町立医療機関の診療体制を、広報紙などを通じて周知します。

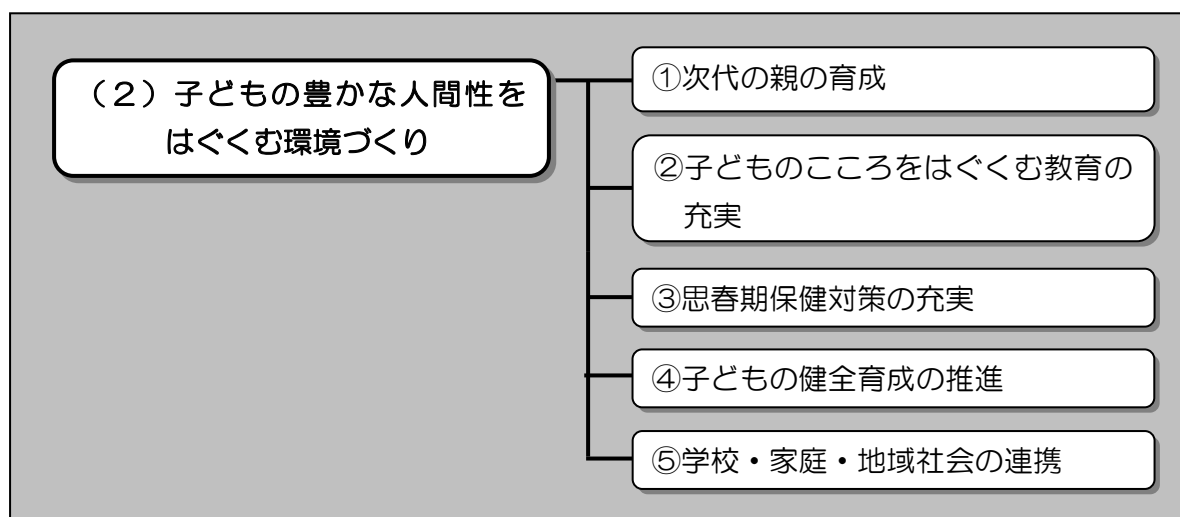
#### ・乳幼児の事故防止対策

乳幼児健診の際に事故防止の啓発を行うとともに、保育所や幼稚園においては乳幼児の事故を防止するための危機管理体制構築と意識向上に努めます。

### 目標指標

年度	平成25年度実績 (初期値)	平成31年度 (目標値)
成果指標		
・医療機関の情報提供 (広報お知らせ版への掲載)	毎月	現状維持
・乳幼児健診 (事故防止啓発の実施率)	100%	現状維持

## (2) 子どもの豊かな人間性をはぐくむ環境づくり



### ① 次代の親の育成

#### 現状と課題

子どもは、子どもであると同時に次代の親でもあります。長期的な視点で捉えながら、次代を担う存在として健やかな成長を支援していかなければなりません。

町では、各校生活科や総合的な学習の時間、スポーツを通して、多様な体験活動を展開しています。

今後も、子育てや家庭の大切さについて、若い世代の理解を深めるためにも、豊かな人間性をはぐくむ具体的な施策展開に関する検討が必要です。

また、地域の資源や特色（伝統）を活かした実技学習を通して、ふるさと意識を醸成していますが、家庭や地域との連携を強化する施策内容の具体化が必要です。

#### 施策の方向性

- 多様な体験活動を通じて生きる力の育成をめざします。
- 道徳教育・人権教育や職場体験により意識の醸成を図り、次代を担う存在としての子どもの健やかな成長を支援します。
- 中高生等が、保育所や幼稚園との交流を行うなど、乳幼児とのふれあい体験などを通して、家庭の大切さや子どもを産み育てることの意義を理解し、社会の一員として自覚と責任を持って行動できる社会性をはぐくむための取り組みを推進します。
- 各スポーツ少年団における地域指導者の活用や指導者研修会を実施するとともに、広報等により団員数増加につなげます。

## 具体的な取り組み事業

- 生きる力を育成する体験活動の実施**  
 将来にわたる生きる力を育成するために、各校生活科や総合的な学習の時間を通して多様な体験活動を行います。
- 道徳教育・人権教育の推進**  
 副読本「私たちの道徳」並びに「明日へのとびら」（府教育委員会作成）を活用し、充実した道徳教育などを行います。
- 福祉施設訪問及びボランティア体験活動の実施**  
 高齢者や障害のある人とふれあう機会を通じて、互いの人権を尊重し、共に暮らすことの大切さを学ぶ機会とします。
- 職場体験学習の実施**  
 勤労観や職業観の育成、学習意欲の向上につなげるため、地元の事業所などに協力いただく中で職場体験を実施します。
- 地域資源や特色を活かした実技学習の推進**  
 ふるさと意識や郷土愛を醸成するため、地域資源や伝統を活かした実技学習を実施します。
- 乳幼児ふれあい体験学習の実施**  
 子育てについての意識及び知識を高めるため、中高生を対象に、思春期の子どもが乳幼児とふれあう機会を設けます。
- 園外保育、保育体験実習の実施**  
 地元高校と密接な関係を築くため、保育所においては保育ボランティアを受け入れます。また、幼稚園と保育所において、須知高校の協力を得る中で農業体験を行います。
- スポーツ少年団の育成**  
 基礎的な運動能力を養い、豊かな人間性をはぐくめるよう、スポーツ少年団活動を推進するとともに、地域指導者の活用や指導者研修会を行います。
- 総合型地域スポーツクラブの活動推進**  
 次代を担うリーダー育成及び地域におけるスポーツ推進に取り組むため、総合型スポーツクラブ主体による各種事業を行います。

## 目標指標

年度 成果指標	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
・福祉施設訪問、ボランティア体験活動の実施学校数	全小中学校（8校）	現状維持
・園外保育、保育体験実習の実施園数	園外保育 4園 保育体験実習3園	現状維持
・スポーツ少年団活動実績 (クラブ数)	13クラブ	現状維持
・小中学生との交流事業 (回数)	保育所 7回 幼稚園 3回	保育所 9回 幼稚園 5回

## ② 子どものころをはぐくむ教育の充実

### 現状と課題

子どもが多くのかを学ぶ保育所、幼稚園、学校などの存在は、社会性を学び、人間性を培うために重要な役割を担っています。また、子どもの生涯にわたる健康を考えるうえでは、自分の体を大切に、健康な生活を送るための知識や能力を身につけることも必要です。

幼稚園においては、教師の思いや願いをこめた指導計画を立案し、常に職員同士が連携しながら、子どもの発達段階に応じた教育を推進しています。

小中学校では、必要に応じ、学習支援を要する生徒が在籍する小中学校へ教員などを配置することにより、一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を行っています。

さらに、充実した学校生活などが送れるよう、母子保健を皮切りに、保育所・幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校以降のライフステージへと、有効と思われる支援や配慮などを伝える移行支援シートの活用を図るとともに、幼小中高等学校連絡協議会の取り組みを通して、児童・生徒の学力向上や進路指導に関わる連携・交流を行っています。

今後も、学校教育においては、確かな学力と豊かなこころ、健やかな体の調和を図りながら「生きる力」をはぐくむことが重要です。

### 施策の方向性

- 幼児期に子どもの豊かな感性や基本的生活習慣をはぐくめるよう、幼児教育の充実を図るとともに、保育所や幼稚園、小学校、中学校等の保育・教育施設と、地域との連携をより一層強化します。
- 子どもの豊かなこころをはぐくむため、移行支援シートを積極的に活用するとともに、地域と学校、また各学校間が連携し、支援が必要な生徒への対応について、引き続き適切な体制づくりに努めます。
- さまざまな分野の研修により、教育を担う教職員の教師力の向上を図ります。
- 子どもの確かな学力を向上できるよう、少人数教育を通じて一人ひとりに応じたきめ細やかな教育を推進します。
- 子どもの豊かなこころを育めるよう、読書活動や体験学習などを推進します。

### 具体的な取り組み事業

#### ・就学前教育の充実

各年齢に応じた到達目標を作成し、個人個人に応じた保育を進める中で、子ども一人ひとりの発達を促す取り組みを実践します。

#### ・学習支援員配置事業

一人ひとりの特性に応じたきめ細やかな教育を行えるよう、学習支援を要する生徒が在籍する学校へ教員などの学習支援員を配置します。

- **特別支援教育の充実**  
特別支援教育を充実させるため、丹波ひかり小学校に設置している通級指導教室を核に取り組みます。
- **教職員研修の充実**  
教職員の指導力及び資質能力向上をめざし、各種研修への積極的な受講を促します。
- **コミュニティスクール事業による学習支援**  
協働して子どもたちの豊かな成長を支えられるよう、学校と保護者、地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させる取り組みを推進します。
- **地域連携による学校運営**  
地域に開かれた学校運営をめざし、地域による学校支援活動をはじめ、相互交流を図りながらの取り組みを推進します。
- **図書室の環境整備**  
図書館活動のさらなる活発化に向け、子どもたちが落ち着いて本を読み、学ぶことができる環境整備及び児童書コーナーの充実に努めます。
- **就学前児童と小・中学校、高校などとの連携**  
豊かな体験を通して学びを深めるため、幼小中高等学校連絡協議会やパートナーズスクール事業などの取り組みを展開します。
- **教育相談事業の充実**  
スクールカウンセラーを活用することで、児童・生徒、保護者の教育相談に対応します。
- **基礎学力向上対策の推進**  
少人数制による指導を行うとともに、子どもたちが学ぶことの喜びやわかることの達成感を体験できるよう、楽しく学べる環境づくりに努めます。
- **移行支援シートの活用**  
充実した学校生活などが送れるよう、保護者と学校などの関係機関が連携し、子どもたちに切れ目ない支援が提供できる体制づくりに努めます。
- **教育・保育施設の整備**  
学校、保育所、幼稚園など公共施設の整備及び改修・補修を行い、児童・生徒が安全に利用できるよう努めます。

## 目標指標

年度 成果指標	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
• 図書室の環境整備 (設置室数、新規購入冊数)	6室 701冊	現状維持
• 学習支援員配置事業 (配置校数)	全小中学校(8校)	現状維持
• 教育相談事業の充実 (スクールカウンセラー配置)	3校 3人	現状維持
• 教育・保育施設の整備 (新規整備)	0園	1園



### ③ 思春期保健対策の充実

#### 現状と課題

携帯電話やインターネットの普及に伴い、出会い系サイトによる性犯罪や性感染症の増加などが指摘されており、10代の喫煙や飲酒などの問題も増加しています。

町では、各小中学校において、学年や発達段階に応じた性教育及び喫煙・飲酒・薬物の害に関する学習を行うとともに、関係機関作成のポスターや啓発教材の配付などにより、児童・生徒の体とところを守る教育を推進しています。また、喫煙については、教職員らに対し学校施設などの敷地内禁煙を実施しています。

薬物については、警察職員などを講師に招いた薬物乱用防止教室を実施しています。

今後も、性教育などの思春期保健や命の大切さの教育、未成年の喫煙や飲酒防止の教育などの充実が重要です。

#### 施策の方向性

- 中学生等への性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めるとともに、喫煙、飲酒、薬物の乱用などの防止に向けた指導や教育に努めます。
- 子育て講演会を実施し、子育て中の保護者の意識を啓発します。

#### 具体的な取り組み事業

##### ・発達段階に応じた性教育の推進

性に関する正しい知識を普及するため、小中学校において発達段階に応じた性教育を行います。

##### ・喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

それぞれが及ぼす害に関する正しい知識を普及するため、関係機関と連携し学習の場を設けます。

##### ・子育て講演会の実施

青少年の健全育成や子育て世代の研修の場として開催します。

##### ・健康教育の推進

健康な生活習慣や正しい知識を普及するため、幼稚園及び小中学校において健康教育を行います。

#### 目標指標

年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
成果指標		
・子育て講演会 (参加人数)	144 人	160 人

## ④ 子どもの健全育成の推進

### 現状と課題

学校においては、いじめや不登校などのさまざまな問題があり、複雑多様化しています。問題行動の防止や解決のためには、学校だけではなく、家庭はもちろんのこと、あらゆる関係機関と連携をとり、積極的に取り組む姿勢が必要不可欠です。

町では、いじめや不登校などを含めた子どものこころの問題に関し、気軽に悩みを相談できるように、子ども相談として教育委員会に専用電話を設置しています。ほかにも、各中学校にカウンセラーを配置し、子どもの相談に対応しています。

また、各種団体・関係機関などとの連携及び協力のもと、子どもたちがさまざまな体験活動に参加する機会を提供するなど、子どもがのびのびとこころ豊かに育つ環境づくりを推進しています。

今後も、豊かな人間性をはぐくみ、主体的に活動できる取り組みを行うことにより、子どもたちの健全な育成を支援します。

### 施策の方向性

- いじめや不登校、非行等のこころの問題に対応できるよう、子どもや保護者に対する相談体制の充実に努めます。
- 小中学校において体験学習や職場体験を実施することにより、働くこと、社会とかかわり役立っていくことの意識の高揚を図ります。

### 具体的な取り組み事業

#### ・京のこども夢・未来体験活動の実施

働くこと、社会とかかわり役立っていくことの意識の高揚を図るため、小中学校において体験学習や職場体験を行います。

#### ・子どもの相談窓口の充実

気軽に悩みを相談できるよう、教育委員会に子ども相談専用電話を設置するとともに、各中学校にスクールカウンセラーを配置します。また、幼稚園においては「子育て相談日」を毎月設定します。

#### ・こころをケアするカウンセリングの実施

虐待などの被害にあった子どもにカウンセリングを実施し、こころのケアに努めます。

### 目標指標

成果指標	年 度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
・子ども相談窓口の充実 (専用電話対応件数)		2件	5件
・子ども相談窓口の充実 (幼稚園における対応件数)		10件	12件
・こころをケアするカウンセリングの実施 (対応窓口設置箇所数)		0箇所	1箇所

## ⑤ 学校・家庭・地域社会の連携

### 現状と課題

家庭における子育て力を高めるため、幼稚園では、連絡帳や電話などで日々の生活の様子を伝えたり、家庭訪問や地域別懇談会、学級別懇談会、個別懇談（年2回）、子育て相談日（毎月）を設けることで、家庭と連携しながら子育てを行っています。

保育所では、普段から顔の見える関係づくりに努めるとともに、保護者との個別懇談や日々の連絡帳による共通理解のもと、連携を深めています。

また、子育て支援を目的に活動する機関や団体が連携できるよう、京丹波町子ども・子育て審議会や京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会をはじめとする各種組織を中心に取り組みを展開しています。

今後も、保護者のさまざまな期待に応えるとともに、子どもが成長する地域環境の向上のため、地域や関係機関との連携をさらに強めていくことが重要になります。

### 施策の方向性

- 連絡網の活用や家庭訪問などを通して、保護者と連携します。また、PTA連絡協議会や保護者会の体制強化を支援します。
- 地域における子育て力を高めるため、専門機関や子育て支援機関との連携を強化します。

### 具体的な取り組み事業

#### ・保護者との連携体制づくり

幼稚園や保育所においては、連絡網の活用や個別懇談、家庭訪問などを通して、保護者との連携に努めます。また、PTAや保護者会活動を積極的に支援します。

#### ・専門機関と子育て支援機関との連携強化

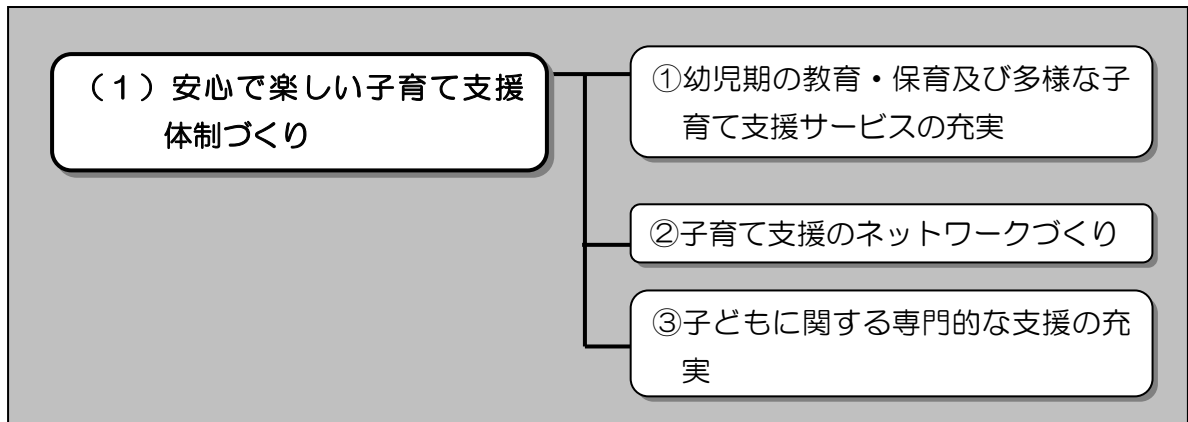
地域における子育て力を高めるため、専門機関や子育て支援機関との連携を強化します。中でも、子ども・子育て審議会や子どもを守る地域ネットワーク協議会の活動内容の充実に努めます。

### 目標指標

成果指標	年 度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
・子ども・子育て審議会 (開催回数、主な審議事項)		4回 ニーズ調査、計画策定	5回 見直し及び策定
・子どもを守る地域ネットワーク 協議会(開催回数)		実務者会議6回 代表者会議2回	現状維持+委員対 象の研修会1回

## 2. 安心して子育てができる地域づくりをめざす

### (1) 安心して楽しい子育て支援体制づくり

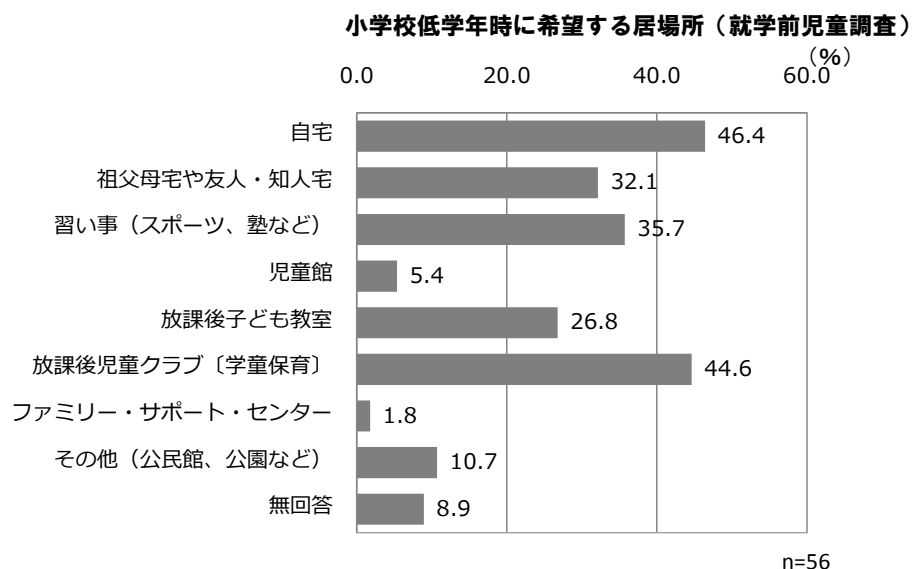


#### ① 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実

##### 現状と課題

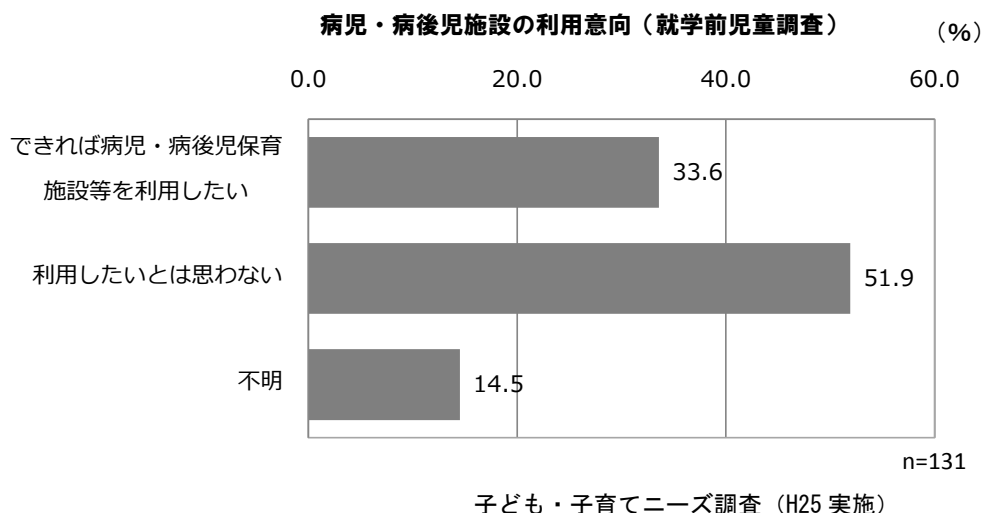
保護者の就労形態の多様化や女性の就業率の上昇などにより、認可保育所における入所希望者が増加し、保育サービスのニーズも多様化しています。

保育サービスにおいては、3歳未満の入所児童が増加し、アンケート調査をみると、一時預かりや延長保育、放課後児童クラブの利用意向が高くなっています。



子ども・子育てニーズ調査 (H25 実施)

病後児保育は現在実施していませんが、ニーズが高く、保護者の子育てと就労の両立を支援するため、今後実施を検討していく必要があります。



### 施策の方向性

- 地域における教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず、すべての子どもと子育て家庭に対し、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供します。
- 教育・保育に携わる関係職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

### 具体的な取り組み事業

#### ・幼児期の教育・保育事業

地域の特色を活かし、人間性豊かな子どもを育成するため、幼稚園並びに保育所、町独自施策である子育て支援センター（短時部）を運営します。

#### ・地域子ども・子育て支援事業

子育て家庭を支援するため、子ども・子育て支援新制度による 11 事業（延長保育や一時預かり事業など（37～41 頁参照））を実施します。

#### ・就学前教育の充実

保護者ニーズを踏まえ保育内容などを充実させるとともに、年中児発達サポート事業の実施をはじめ、学校との緊密な連携のもと就学に向けた支援を行います。

#### ・子育てサークルなどの活動支援

子育て支援センター事業利用者の中から地域の指導者を発掘し、サークルの立ち上げや活動場所などの相談に応じることで、活動支援に努めます。

#### ・未就園児開放日の設定

地域に開かれた施設及び親同士の交流の場として、未就園の親子を対象に、幼稚園及び保育所（子育て支援センター事業の一環）の開放日を設けます。

## ・資質向上をめざした研修の実施

保育士及び幼稚園教諭の資質向上をめざし、各園での取り組みをはじめ、関係機関や関係団体が主催する研修事業などへ積極的に参加するよう努めます。

### 目標指標

年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
成果指標		
・子育てサークルなどの活動支援 (新規設立サークル件数)	0件	1件
・未就園児開放日の設定 (実施回数、参加者数)	(幼)年 4回 85人 (保)年 487回 延 2,707人	(幼)年 6回 120人 (保)年 490回 延 2,730人

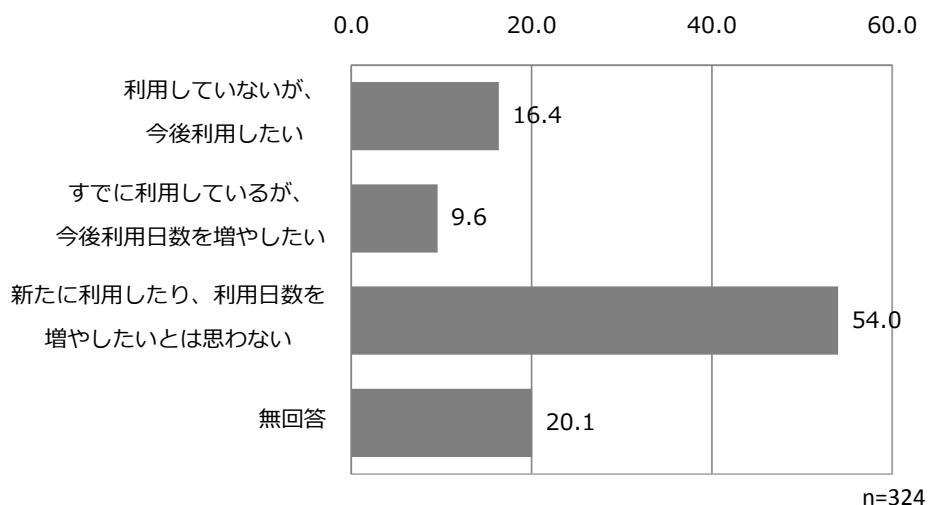
## ② 子育て支援のネットワークづくり

### 現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、家庭における育児の負担感が強くなっています。アンケート調査からも、就学前児童調査で2割強、小学生調査で3割程度が不安や負担を感じており、子育ての不安や負担感を軽減する体制づくりが必要なことがうかがえます。

そのようなことから、家庭における子育ては、地域、企業、行政などを含めた社会全体の課題として捉え、地域連携による子育て支援を進めていくことが重要です。その際に子育て支援センターの役割が重要となりますが、利用希望が3割程度であり、今後より一層支援内容の周知が必要といえます。

地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童調査） (%)



子ども・子育てニーズ調査（H25 実施）

ほかにも、子育て経験者などをボランティアとして養成・配置し、保護者が子育てについて気軽に相談できる体制を整備することや、子育てサークル活動へのサポートなど、地域において子育てを支援するネットワークの形成が重要となります。

### 施策の方向性

- 子育て支援センターを拠点に、子育て家庭への各種サービス情報の発信、地域の子育て支援者の育成、相談事業など、各種支援事業の充実を図ります。
- 地域の中で安心して子育てできる環境づくりと総合的な子育て支援の推進をめざし、関係機関や関係団体などとの連携強化により、相互の協力による子育て支援ネットワークの構築に努めます。

### 具体的な取り組み事業

- ・ **関係機関との連携強化**  
主任児童委員や民生児童委員などの関係機関との連携を強化し、地域の子どもの見守りや相談活動など地域に根ざした活動を推進します。
- ・ **子育て支援の人材育成**  
子どもが安心して地域で育つことができるよう、防犯や教育などの地域活動を行う人材の育成に努めます。
- ・ **情報提供体制の充実**  
子育て支援ハンドブック、広報京丹波お知らせ版、子育て支援センター発行紙、ホームページなどを活用し、町の子育て支援サービスの情報提供に努めます。
- ・ **子育て支援センター拠点事業の実施**  
各種サービス情報の発信をはじめ、保護者が交流する場、地域の子育て支援者の育成、相談事業など、子育て支援の拠点として事業を実施します。

### 目標指標

年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
成果指標		
・ 子育て支援センター事業 (単独・交流事業延参加人数)	1,476 人	1,500 人

### ③ 子どもに関する専門的な支援の充実

#### 現状と課題

すべての子どもが健やかに生まれ育つためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実する必要があります。

中でも、貧困などにより子どもの養育が困難な家庭や、ひとり親家庭などの支援が必要な家庭、障害のある子ども、不登校、ひきこもり、児童虐待などに関しては、関係機関が連携する中での手厚い支援が求められています。そのようなことを踏まえ、特に支援が必要な子どもと子育て家庭へのきめ細やかな支援を推進します。

また、子育てにかかる経済的負担の軽減に対する住民ニーズは高く、アンケート調査からも「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」を望む意見が多く見られます。そのため、社会全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進します。

#### 施策の方向性

- ひとり親家庭をはじめ、障害のある子どもや親など、社会的支援を必要としている家庭が、地域の中で安心して楽しく暮らしていけるよう、関係機関などによる連携を図りながら支援体制を構築していきます。
- 虐待の未然防止の観点から、早期発見・早期対応、再発防止、社会的自立までの切れ目のない取り組みを社会全体で推進します。
- 子どもに対する医療費の助成を行うほか、必要な教育などを受けることができるよう助成を行います。

#### 具体的な取り組み事業

##### ・児童手当などの支給

家庭生活の安定と児童の健全育成をめざし、児童手当を支給します。また、経済的な支援として、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の周知及び支給を行います。

##### ・福祉医療費助成事業・すこやか子育て医療費助成事業

安心して子どもを育てられるよう、中学校卒業までの児童の医療費において保険診療に係る一部自己負担金に対し助成します。

##### ・障害のある子どもへの支援

相談の場の提供をはじめ、保育所や幼稚園と密接に連携し、適切な支援が行えるよう努めます。

##### ・ひとり親家庭への支援

各種奨学金制度の周知をはじめ、母子寡婦福祉会や母子福祉推進員を通じた支援活動強化に努めます。



• **就学援助費支給事業**

経済的に就学が困難な家庭などにおいて、給食費や宿泊行事、学用品などに要する経費を補助します。

• **育英金支給事業**

進学を希望するものの、経済的な理由により修学が困難な学生に対して、育英金の支給により、有為な人材の育成を図ります。

• **児童虐待に関する意識啓発**

住民への周知を図るため、広報紙や町のホームページなどを通じて、児童虐待の相談窓口、通告義務、防止月間などの啓発を行います。

• **京丹波町子どもを守る地域ネットワーク協議会の充実**

関係機関が連携し、虐待の防止や早期発見・早期対応に取り組めるよう、協議会活動の充実に努めます。また、相談体制の整備に向けても検討します。

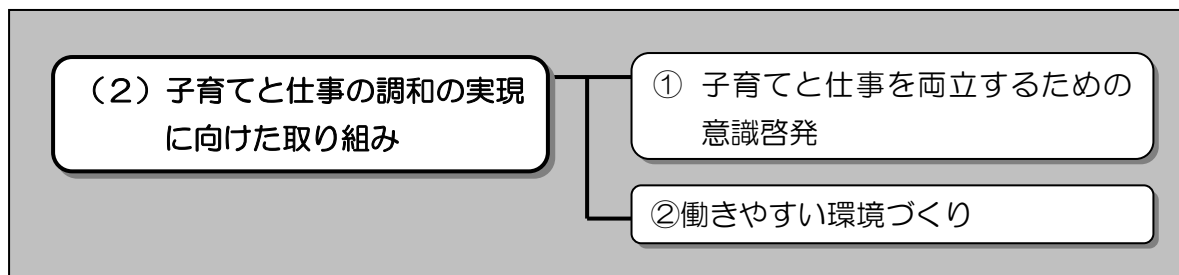
• **すこやか祝金支給事業**

出産祝金として、第1子 50,000 円、第2子 100,000 円、第3子以上 200,000 円を支給します。

**目標指標**

年度 成果指標	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
• 児童虐待相談窓口の広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報京丹波お知らせ版への掲載：毎月</li> <li>• イベントでの啓発活動：2回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報京丹波お知らせ版への掲載：毎月</li> <li>• イベントでの啓発活動：3回</li> </ul>
• 障害児保育への対応 (実施保育所数)	全園 (3 保育所)	現状維持
• 子どもを守る地域ネットワーク協議会 (新規相談対応件数)	11 件	15 件
• すこやか祝金 (支給率)	100%	現状維持

## (2) 子育てと仕事の調和の実現に向けた取り組み



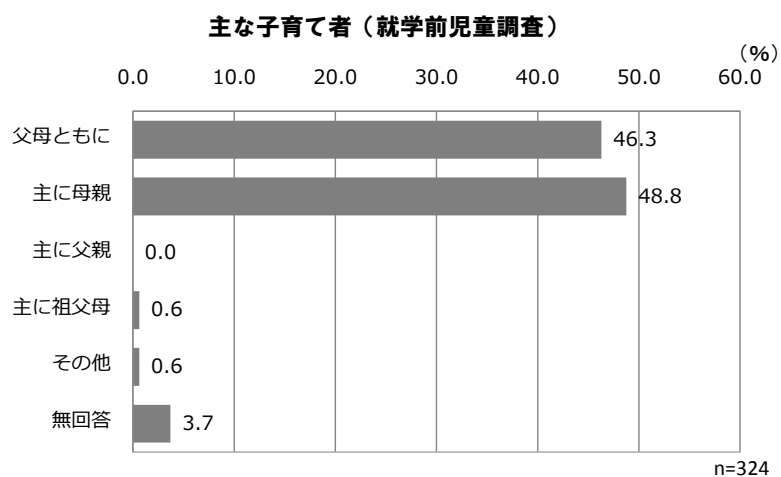
### ① 子育てと仕事を両立するための意識啓発

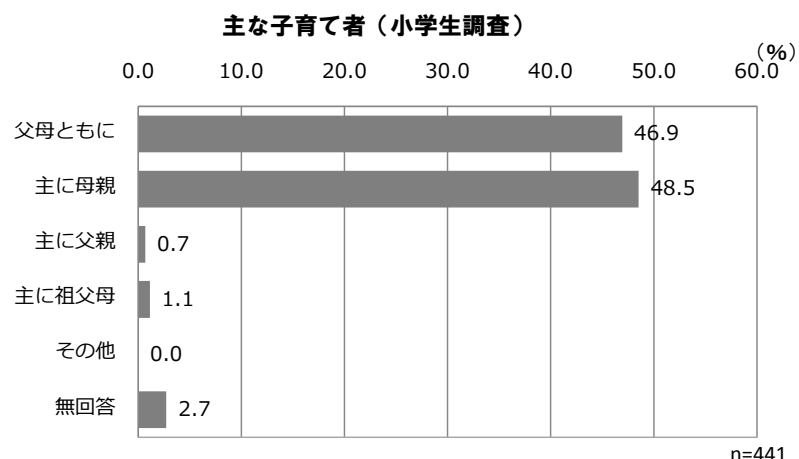
#### 現状と課題

女性の社会進出は目覚しくなっていますが、仕事を持つ女性にとっては家事や育児との両立が大きな負担になる、子どもとの時間が十分にとれないことなどから、さまざまな問題が生じるケースがあります。

また、アンケート調査によると、主に子どもの世話をする人は、就学前児童と小学生児童ともに「主に母親」という回答が約半数で、次に「父母ともに」となり、「主に父親」という回答は1.0%にも達しておらず、子育ては母親が主体となっていて行っていることが裏付けられています。

働き方や子育てに対する意識はすぐには変わりません。だからこそ、町全体で育児休業制度や仕事とワーク・ライフ・バランス（生活の調和）の普及を積極的に進め、男女がともに仕事と家庭の責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会にしていく取り組みが必要となっています。





子ども・子育てニーズ調査（H25 実施）

### 施策の方向性

- セミナーなどを通して、職場での子育て家庭への配慮、育児休業などの制度の周知、女性の再就職や起業などについて啓発を進めます。
- 人生の各段階に応じた多様な生き方、働き方が選択できるよう、職業生活と家庭生活の両立支援に向けて、事業所の事例紹介など、情報提供に努めます。

### 具体的な取り組み事業

- ・ **セミナーなどを通じた子育てと仕事に関する啓発の推進**  
 セミナーなどを通して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）などの普及啓発に努めます。
- ・ **職業生活と家庭生活との両立支援のための情報提供**  
 事業所の事例紹介なども交え、仕事と家庭の両立支援に向けた情報提供を行います。
- ・ **父親向け子育て学習機会の提供**  
 妊婦健診をはじめ、乳幼児健診や相談、ベビーマッサージ教室、子育て講演会などへの父親の参加を促します。
- ・ **プレママ・パパ交流会の実施**  
 協力して子育てを行う意識を高める場、親同士が交流する場、赤ちゃんといれあう場として実施します。

### 目標指標

成果指標	年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
・ プレママ・パパ交流会 (参加率)		3.4%	20%
・ きらりセミナーの開催 (開催回数、延べ参加者数)		3回 201人	3回 230人

## ② 働きやすい環境づくり

### 現状と課題

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択でき、男性と女性が共に協力しながら子育ての喜びを得られるような環境づくりが必要です。

子育てと仕事の両立が図られるよう、育児・介護休業制度の普及や労働時間の短縮など、企業・労働団体に対する啓発に努めるとともに、働く人自身が働き方を見直す機会を設けることで、意識の醸成を図ることが大切です。また、制度を利用しやすい職場風土づくりなど、子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりに向けて、国や府の取り組みを活用していく必要があります。

### 施策の方向性

- 子育て後の女性の再就職を支援するために、雇用相談情報の提供を行い、企業と連携した雇用促進を図ります。
- 育児休業等の取得や子育て期間中の短時間勤務など、企業風土及び職場環境の整備推進への呼びかけに努めます。

### 具体的な取り組み事業

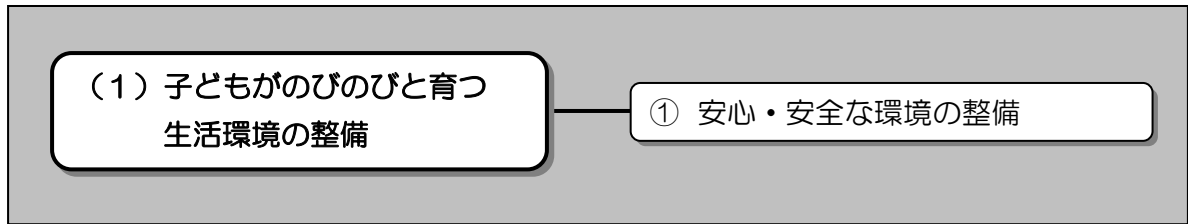
- 再就職の支援  
求人情報の提供や再就職に向けた相談、京都ジョブパークなど関係団体との連携に努めます。
- 事業主への意識啓発  
企業への呼びかけとともに、労働者の権利に関する周知できるよう、広報紙などを通じて幅広く周知します。
- 子育てと仕事に関する意識啓発  
フォーラムを通して、幅広く子育てやワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての意識啓発に努めます。

### 目標指標

年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
成果指標		
・きらりフォーラムの開催 (参加者数)	149 人	170 人

### 3. 地域みんなで子どもをはぐくむまちづくりをめざす

#### (1) 子どもがのびのびと育つ生活環境の整備



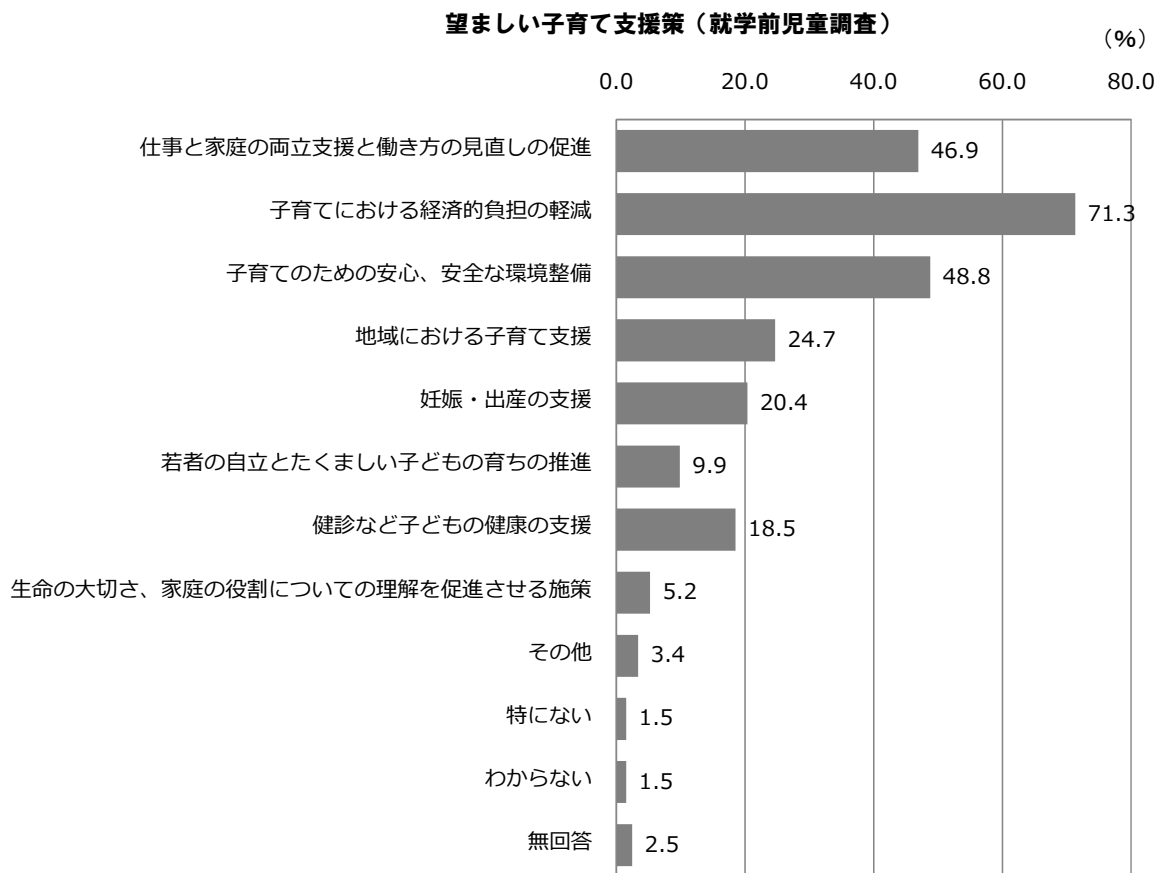
#### ① 安心・安全な環境の整備

##### 現状と課題

子どもの安全を確保し、交通事故や犯罪などから守ることは、子どもを安心して生み育てられる環境の重要な基盤です。

アンケート調査からは、望ましい子育て支援策として「子育てのための安心、安全な環境整備」をあげる保護者も多く、自由記述にも安全の確保に対するさまざまな意見があげられており、障害者や高齢者はもちろんのこと、子どもや子ども連れにも配慮した利用しやすいまちづくりが求められています。

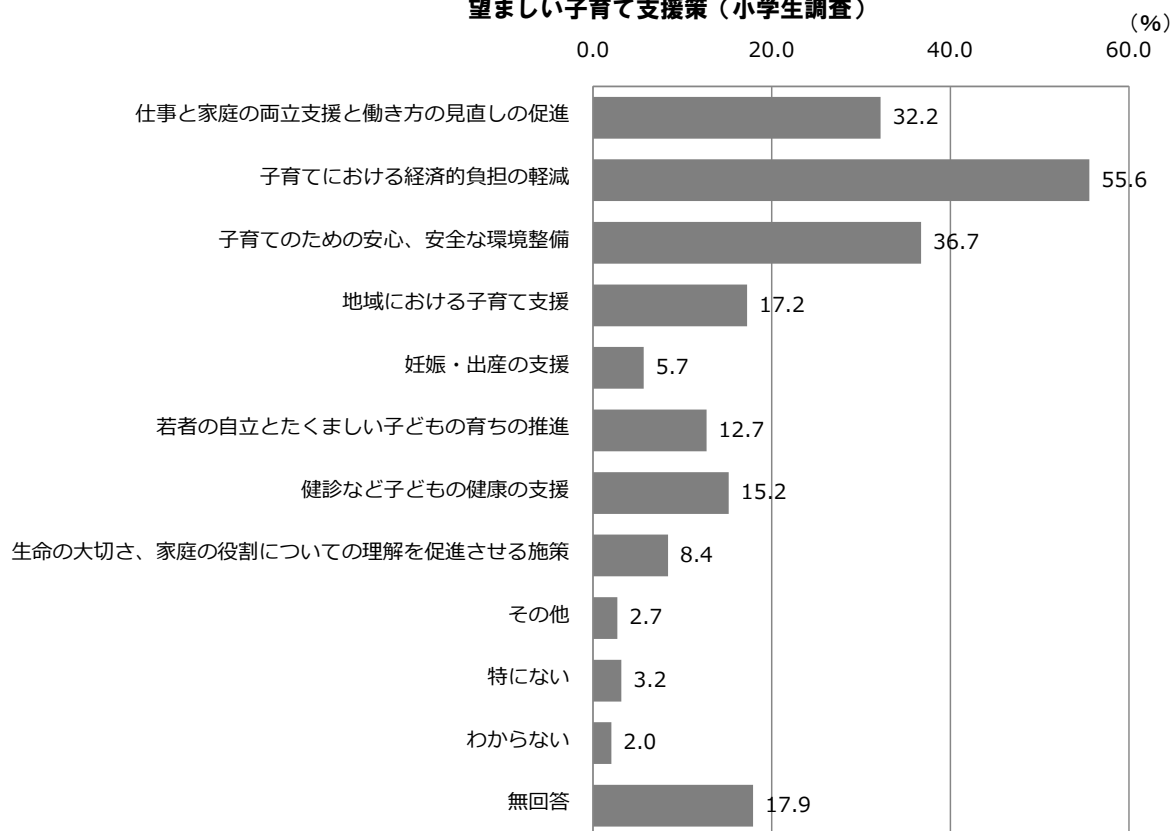
今後も、安全で安心して外出できる環境の整備を進める必要があります。



n=324

子ども・子育てニーズ調査（H25 実施）

### 望ましい子育て支援策（小学生調査）



n=441

子ども・子育てニーズ調査（H25 実施）

### 施策の方向性

- 子どもを犯罪や交通事故などから守るための施策を充実させることで、子どもに、子どもを持つ親に、みんなにやさしいまちづくりをめざします。
- PTA、学校、教育委員会が連携し、地域ぐるみの防犯体制を確立します。
- 子どもを交通事故から守るため、警察、学校、自治会など関係団体などと連携した協力体制の強化を図るとともに、交通安全教育の徹底など総合的な交通事故防止対策を推進します。



## 具体的な取り組み事業

- 通学路の危険箇所調査

通学路の安全を確保するため、京丹波町交通安全対策実務協議により、道路管理者、警察、教育委員会などの関係機関で危険箇所の調査を行います。

- 交通安全啓発事業

交通安全協会などの関係機関が実施するポスターコンクールや街頭啓発により、子どもや保護者をはじめ、地域全体の交通意識の向上に努めます。

- 交通安全教育及び指導の実施

交通安全意識の向上や安全な環境確保のため、登下校時の見守りや交通安全教室の実施に努めます。

- チャイルドシート購入助成事業

法令に基づくチャイルドシート着用の遵守を促すため、満6歳未満の乳幼児を対象に購入費用の助成を行います。（1人1台、助成上限 15,000 円）

- 保育所・幼稚園・学校における安全管理の強化

安全管理対策として、危機管理マニュアルの作成、防犯灯や防犯カメラの設置、正門施錠、さらには職員の防犯意識の向上に努めます。

- 防犯訓練の実施

児童や生徒の防犯意識を高めるため、不審者侵入を想定した避難訓練や防犯指導を実施します。

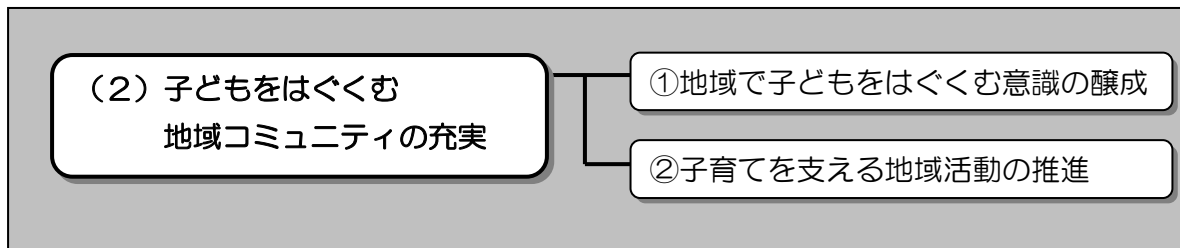
- 不審者情報の伝達

児童の安全を確保するため、不審者情報があればファックスなどにより保護者へ伝達するとともに、職員間の伝達網整備にも努めます。

## 目標指標

成果指標	年 度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
• チャイルドシート購入助成 (件数、助成額)		49 件 496,084 円	60 件 600,000 円
• 通学路安全点検 (実施回数)		1 回	現状維持

## (2) 子どもをはぐくむ地域コミュニティの充実



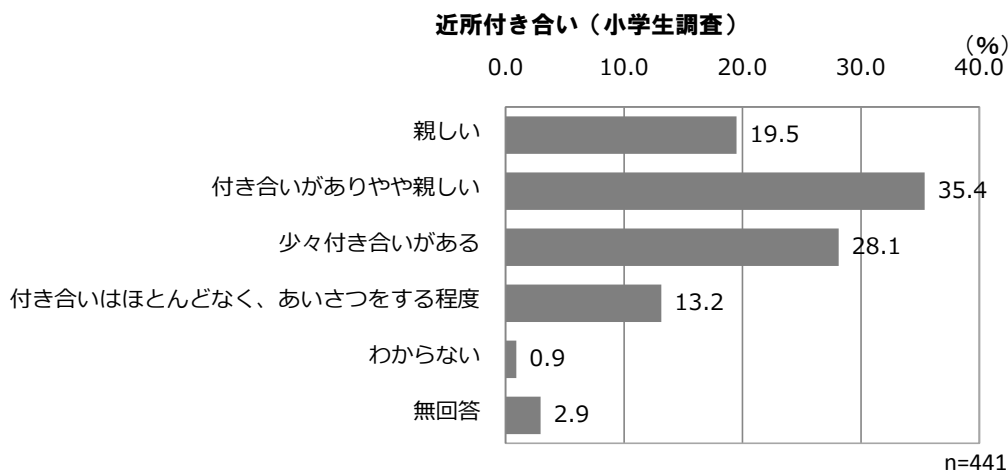
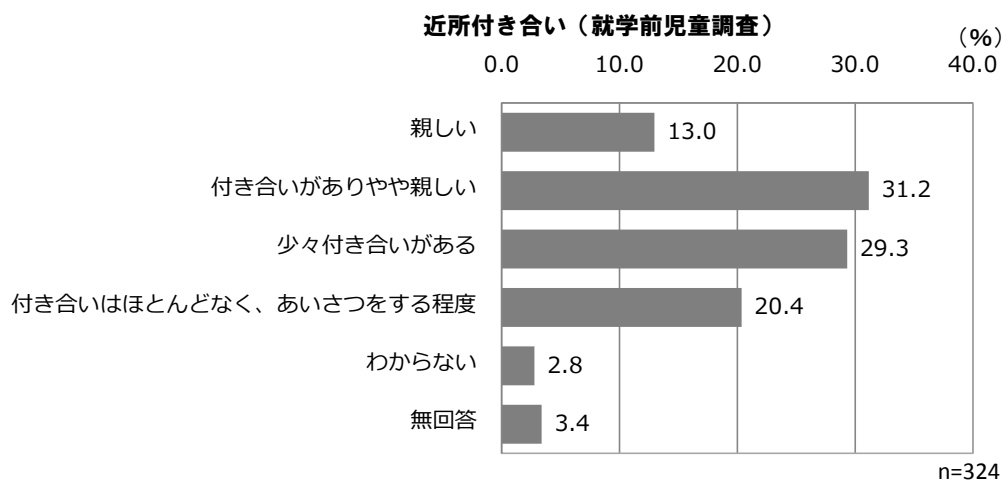
### ① 地域で子どもをはぐくむ意識の醸成

#### 現状と課題

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識のもと、地域社会の一員である子どもを健やかにはぐくむためには、家庭はもとより、地域、団体、企業、行政などがそれぞれの責務を担いながら、連携と協力を図っていくという考えに立ち、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりが必要です。

しかし、地域コミュニティが希薄化している中では、親しく付き合ったり、気軽に語り合ったり、あるいは他人の子どもを叱ったりすることが少なくなっています。

アンケート調査からも、近所付き合いがほとんどない人は就学前児童調査では2割程度、小学生調査では1割強見られます。



子ども・子育てニーズ調査（H25 実施）



こうした状況においては、地域住民同士の顔見知りの関係づくりや、連帯意識を高めることで、ふれあいのある地域づくりを進めていくことが大切です。そうした意識の醸成が、ひいては地域全体で子どもたちの育ちを支援することにつながります。

京丹波町では、将来にわたって集落機能を維持し、地域を守っていく方策の一環として、「住民自治組織によるまちづくり」「協働のまちづくり」に取り組んでおり、この中で、子育て支援ネットワークにつなげる仕組みを構築していくことが大切です。

### 施策の方向性

- 子どもを地域全体の宝物として、すべての大人が、地域の未来を担ってくれる子どもたちを常に見守り、正しい方向へ導くことに対する責任感を持つように、家庭、地域、行政等を含め、みんなが子育てをする意識を持つまちづくりをめざします。
- 「住民自治組織によるまちづくり」「協働のまちづくり」を推進し、地域における子育て支援ネットワークづくりをめざします。

### 具体的な取り組み事業

#### ・あいさつ（声かけ）運動の推進

子どもや青少年の健全な育成をめざし、青少年育成協会の取り組みの一環として、地域や学校におけるあいさつ・声かけ運動を推進します。

#### ・地域における子育て支援体制の充実

協働のまちづくりを推進し、地域の自主的活動とコミュニティの維持・継続をめざす中で、地域住民の連携を図り、子育て支援体制の充実に努めます。

#### ・園児と地域との交流推進

保育所や幼稚園の園児たちが地域とふれあう機会が持てるよう、地域住民の協力のもと収穫体験などを積極的に取り入れます。

### 目標指標

年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
成果指標		
・園児と地域住民の交流事業 (実施回数)	保育所 12 回 幼稚園 12 回	保育所 15 回 幼稚園 15 回

## ② 子育てを支える地域活動の推進

### 現状と課題

核家族化の進行や地域コミュニティの衰退などによって、子どもの頃から日常生活の中で異世代の人と交流する機会が少なくなってきており、孤立した環境で子育てを行う親が増えてきています。統計調査結果からも、6歳未満の子どものいる家庭の6割以上が核家族で暮らしています。

子どもたちにとっては、家庭や学校に限らず、地域社会における世代間交流活動が社会性や人を思いやる気持ちをはぐくむことができることから、極めて重要な役割を持っており、他人への思いやりや感謝の心など豊かな人間性を持つことにつながります。

そのようなことを踏まえ、地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者なども含めた地域全体で子育てを支援する環境をつくりまします。

### 施策の方向性

- 幼稚園児や保育所児が世代間を超えた交流ができるよう努めます。
- 子育て支援センター事業の利用者の中から地域の指導者を発掘し、新たなボランティア活動につながるよう、社会福祉協議会と連携しながら支援及び育成に努めます。

### 具体的な取り組み事業

#### ・ 世代間交流の推進

保育所及び幼稚園の園児が老人会や小中学校などとの連携を図れるよう、伝統芸能などの体験・交流活動を行います。

#### ・ 環境教育の推進

自然にふれる機会を多くつくり、環境問題に対応した教育を推進します。

#### ・ 子育てボランティアの育成

子育て支援センター事業の参加者を中心に、社会福祉協議会と連携しながら地域の指導者を育成します。

#### ・ 子育て支援団体などのネットワークづくり

地域ぐるみで子どもと子育てを見守り応援するため、地域の子育てネットワークづくりを促進します。

### 目標指標

年度	平成 25 年度実績 (初期値)	平成 31 年度 (目標値)
成果指標		
・ 子育て支援団体などの交流事業 (開催回数)	0回	1回

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進にあたって

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、はぐくんでいくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

#### (1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、次世代育成並びに子ども・子育て支援に関する知識と意識を高めていきます。

#### (2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体などが本計画の基本理念を共有し、地域が子ども・子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握する中で、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関や関係団体などの活動を核とし、子育て支援団体の育成を図りながらより一層の連携を強化することにより、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

#### (3) 国・府との連携

住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

### 2. 計画進行管理の体制としくみ

#### (1) 子ども・子育て審議会の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て審議会で協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

#### (2) 住民意見の反映

あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

## 資料編

### 1. 京丹波町子ども・子育て審議会の設置に関する条例（平成25年条例第13号）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、京丹波町子ども・子育て審議会（以下「子ども・子育て審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議及び答申し、又は意見を述べることができる。

（1）京丹波町子ども・子育て支援事業計画に関すること。

（2）京丹波町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（3）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。

（4）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

（5）その他町長が必要と認めること。

（組織）

第3条 子ども・子育て審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（1）子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者

（2）子どもの保護者

（3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

（4）福祉、保健、医療及び教育等に関係する者

（5）公募による町民及びその他町長が必要と認めたる者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 子ども・子育て審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子ども・子育て審議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子ども・子育て審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 子ども・子育て審議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される子ども・子育て審議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

## 2. 京丹波町子ども・子育て審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

番号	所属・役職	氏名 (敬称略)	備考
1	京丹波町母子寡婦福祉会会長	谷山 和子	
2	京丹波町社会福祉協議会事務局長	桐野 正則	
3	京丹波町民生児童委員協議会主任児童委員	大西 好美	○副会長
4	京丹波町商工会会長	野間 之暢	
5	京丹波町老人クラブ連合会会長	野口 利和	(~平成26年3月31日)
		岡本 勇	(平成26年4月1日~)
6	京丹波町立上豊田保育所保護者会代表	岩崎 順子	
7	京丹波町立みずほ保育所保護者会代表	八木 有美	
8	京丹波町立わちエンジェル保護者会代表	原田 宏	
9	京丹波町立須知幼稚園保護者会代表	前田 和彦	
10	京丹波町PTA連絡協議会会長 (竹野小学校PTA会長)	小峰 雅人	(~平成26年3月31日)
	京丹波町PTA連絡協議会副会長 (下山小学校)	松村 秀和	(平成26年4月1日~)
11	佛教大学教育学部長・大学院教育学研究科長 教育学部教授	原 清治	◎会長
12	京丹波町議会 福祉厚生常任委員会委員	松村 篤郎	(~平成25年12月24日)
		山崎 裕二	(平成25年12月25日~)
13	京都府南丹保健所福祉室長	坂本 智明	(~平成26年5月18日)
		山崎 正則	(平成26年5月19日~)
14	京丹波町校(園)長会代表 (竹野小学校校長)	山内 朝文	
15	京丹波町病院院長	前田 武昌	
16	京丹波町保健福祉課長	岡本 佐登美	(~平成26年3月31日)
		下伊豆 かおり	(平成26年4月1日~)
17	京丹波町立須知幼稚園長	西村 喜代美	
18	京丹波町立みずほ保育所長	一谷 寛	
19	京丹波町のびのび児童クラブ(教育委員会 社会教育指導員兼学校教育指導主事)	由良 賀代子	(~平成26年3月31日)
		井尻 常夫	(平成26年4月1日~)

※◎は会長、○は副会長

### 3. 子ども・子育て審議会開催経過

■ **第1回審議会** <平成25年8月27日(火) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

○委嘱状及び諮問書の交付

- 協議事項：
  - ・京丹波町子ども・子育て審議会について
  - ・子ども・子育て支援新制度について
  - ・ニーズ調査について
  - ・今後のスケジュールについて

■ **第2回審議会** <平成25年10月11日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
  - ・ニーズ調査について
  - ・京丹波町における子育て支援施策について

■ **第3回審議会** <平成26年1月23日(木) / 京丹波町役場2階 議場>

- 協議事項：
  - ・ニーズ調査の集計結果(単純集計分)について
  - ・将来人口の推計について
  - ・京丹波町における子育て支援施策について

■ **第4回審議会** <平成26年3月28日(金) / 京丹波町役場2階 議場>

- 協議事項：
  - ・ニーズ調査の結果について
  - ・京丹波町子ども・子育て支援事業計画のイメージについて
  - ・教育・保育提供区域の設定について
  - ・事業計画の基本理念、基本目標について
  - ・国の動向について

■ **第5回審議会** <平成26年5月30日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
  - ・量の見込みについて
  - ・次世代育成支援行動計画の進捗状況について
  - ・計画骨子イメージについて

■ **現地踏査** <平成26年7月3日(木)>

○踏査場所：須知幼稚園 / 上豊田保育所(下山分園) / みずほ保育所 / わちエンジェル

■ **第6回審議会** <平成26年7月25日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
  - ・量の見込みと確保の方策について
  - ・運営基準の検討について
  - ・計画の構成について
  - ・保育の必要性の認定に係る基準設定について
  - ・幼稚園及び保育所のあり方について

■ **第7回審議会** <平成26年9月19日(金) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
  - ・計画素案について
  - ・幼稚園及び保育所のあり方について

■ **第8回審議会** <平成26年12月25日(木) / 京丹波町中央公民館3階 大会議室>

- 協議事項：
  - ・計画素案について
  - ・幼稚園及び保育所のあり方について

■ **第9回審議会** <平成27年2月12日(木) / 京丹波町役場2階 議場>

- 協議事項：
  - ・パブリックコメントの結果について
  - ・計画書の内容確定について
  - ・答申書の内容確認について

○答申書の提出

\*「協議事項」は主なもののみを抜粋しており、他にも諮問内容に関する事項を適宜審議しました。

## 4. パブリックコメント実施概要

### (1) 実施内容

- 募集事項：「京丹波町子ども・子育て支援事業計画（素案）」について
- 実施期間：平成27年1月13日（火）～平成27年1月26日（月）
- 募集対象者：
  - ・町内に住所を有する方
  - ・町内に事業所等を有する方
  - ・町内に通勤・通学している方
- 閲覧場所：
  - ・京丹波町和知支所（教育委員会）
  - ・京丹波町中央公民館（教育委員会 丹波分室）
  - ・京丹波町瑞穂支所（教育委員会 瑞穂分室）
  - ・京丹波町健康管理センター（子育て支援課）
  - ・京丹波町立須知幼稚園
  - ・京丹波町立保育所（上豊田保育所、みずほ保育所、わちエンジェル）
  - ・京丹波町ホームページ

### (2) 実施結果

- 意見総数：意見提出者3人 / 意見総数5件

#### ○提出された意見への対応

- ・計画に意見を反映する … 0件
- ・計画(素案)に盛り込まれている … 2件
- ・意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする … 3件

#### ○提出された意見と考え方

- ① 放課後子ども教室について、素案16ページ（7）に「平成25年度は8つの小学校区で4教室開設しています。」とありますが、町内にはありませんし、南丹圏域の話なのか、この記述ではよくわかりません。私自身は、放課後子ども教室について興味を持っており、ホームページで長岡京市や綾部市で行われている取り組みの記事を読むと、京丹波町にもこういう教室があれば良いのにな、と思います。30ページに書かれてある基本ビジョンにあるように、子どもをはぐくむ地域コミュニティの充実をめざすには、地域住民やPTAを中心に地域ぐるみで行うことができる放課後子ども教室は、うってつけなのではないでしょうか。京丹波町の「田舎」ならではの、地域づくりを活かした子育て施策に期待しています。よろしくお願いします。

<考え方>地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みを、「桧山わいわいクラブ」と「ふれあいサタデークラブ」で実施しています。また、地域の方々の支援を得て、授業や学校行事など行う取り組みを「瑞穂小学校」と「和知小学校」で実施しています。京丹波町ならではの、子育て施策を進めるひとつの方法として、今後の参考にさせていただきます。

- ② 休日救急診療所が必要との要望がたくさんあったことを受けて、京丹波町病院で小児科の午後診（夜診）をお願いしたいです。夜診をしているのは、近くで園部町という現状で、仕事終わりに受診しに行くには遠く、子ども自身はもちろん、親にも負担がかかる。地元であれば祖父母に受診をお願いすることも可能になると思います。必要なときに頼れないので、京丹波町病院をかかりつけ医にしたいけれどもできない現状がある。

<考え方>医師確保等の調整が必要なため、意見・提案としてお聞かせいただき、今後の参考にさせていただきます。

- ③ 病児保育・病後時保育の設立をお願いしたいです。お迎えまで1時間など、あと少しという時に呼び出しがあると困ります。全身の症状が悪くしんどい時はやむを得ないと思いますが、症状があっても比較的元気に過ごしている時には病児保育という形で保育所の一角で預かっていただけるとありがたいです。

＜考え方＞地域子ども・子育て支援事業の一つとして盛り込んでいますので、意見・提案としてお聞かせいただきます。

- ④ アンケートの結果から、要望のあったものは特に（少数意見ももちろんのこと）住民の本当に必要としているものなので、一刻も早く実現していただきたい。

＜考え方＞アンケート結果を踏まえて本計画を策定していますので、意見・提案としてお聞かせいただき、計画実現に向けて取り組んでまいります。

- ⑤ 子育て支援のネットワークづくり（58 ページ）について、町の子育て支援課の行う事業以外のサークル活動を含んだSNSでの情報発信を望んでいます。具体的には1ヶ月単位で、いつ、どこで、どんな内容の活動が行われているのかを短期で受け取りたい（例：「京丹波子育てインフォ」）。なぜ？短期間で受け取りたいか、紙だとなくしがち（特に小さい子どもがいると親も忘れがちになる）、情報を見るのにいろいろな場所を開いてみるのが面倒。（家事育児の合間にささっと情報チェックをしてみたい、じっくりパソコンの前に座れるのは夜中か、子どもの昼寝の間、昼寝の間は基本家事を行うので見れることは少ない）

内容：町の子育て支援課の事業、子育てサロンにしふうせん（社協）、さくらんぼ（社協ボランティアルーム）、こども企画（旧質美小学校）、町や個人が行う子ども向け事業（具体例：熱気球、子どもの日の自然公園イベント、ヨガ、料理、放課後ルーム、町公民館事業、図書館新刊情報、お出かけ情報（町の観光課連携）等の情報をそれぞれの施設の代表者からメール等で受け取り統括する。〇歳児検診の情報などもその月にあれば、一緒に記載してもらえたら嬉しい。もぐもぐ、カミカミ、発達支援情報、障害児事業の相談日等も。

FACEBOOK（情報の内容確認）やLINE（アプリでの情報発信、FBへの連携で内容確認）など若年の子育て世代が利用しているツールを媒体として使用。情報のとりまとめは支援センターもしくは新規事業として町と連携して行う。取材や支援活動の人物（こんな人がいます、安心してきてくださいという顔写真、施設風景写真なども積極的にアピールしてほしい、現状ではアピール力は弱い）会員システム？は町のページからや、母子手帳をもらいに来られた時点で案内。1～2年配信をして希望者が多ければ、内容を充実（保育所、高校願書提出日や貰いに行く場所等の細かい情報や、予防接種のタイムスケジュール、お誕生日おめでとう配信など）、あくまで子育てに役立つ情報のみをまとめる。

町で出来ないのであれば委託（新規事業）発足まで時間がかかるのならば、町主体ではなく新しく立ち上げて柔軟に動けるものを置いたほうが望ましい。（しかしながら、あくまで連携をして一定の権限で動く）

たくさん内容がある中の一部分へのパブリックコメントとなりますが、必要性があるのになされていないことですので、どうぞよろしくご検討くださいませ。

＜考え方＞子育て支援のネットワークづくりとしては、地域のつながりの希薄化や家庭における育児の負担軽減を含めた子育て家庭への支援体制構築をめざしており、まずは人と人とのつながりを大切にするよう考えています。そのことも踏まえ、今回のご意見・ご提案は「施策の方向性」や「具体的な取り組み事業」を展開するうえでの、情報発信の手法の一つとして参考にさせていただきます。



## 5. 用語解説

### 【あ行】

#### ■育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳（一定の条件を満たす場合は1歳6か月）に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限（小学校就学前の子どもの養育を行う場合）の制度、勤務時間の短縮など（3歳未満の子どもの養育を行う場合）の措置がある。

#### ■一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に保育所で預かる事業。

#### ■延長保育

保育所で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かること。

### 【か行】

#### ■子ども・子育て審議会

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

#### ■学童保育（放課後児童健全育成事業）

両親が共働きであるなど、昼間、保護者が不在である児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業。

#### ■コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における人口の推移から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいう。

#### ■子育て支援センター

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

#### ■子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、保護者に代わって児童の養育を行う事業。

#### ■子ども

本計画の「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」、すなわち満18歳未満の者を指すこととする。

#### ■子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

## ■子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

## ■子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成27年度からスタートする予定。

## ■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な育成環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律。

## ■子ども・子育てビジョン

平成22年1月29日に閣議決定。社会全体で子育てを支える、希望がかなえられる、という2つの考えを実現させるための政策。

## 【さ行】

### ■3世代世帯

世帯主との続柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯。

### ■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

### ■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

### ■児童の権利に関する条約

18歳未満を「児童」と定義し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。1989年11月の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准した。

### ■社会福祉協議会

地域社会の中で、住民の自主的な活動の中核となって福祉活動を推進し、保健や福祉上のさまざまな問題を一緒に解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体のこと。住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域での福祉活動の推進を図るための活動を行っている。社会福祉協議会は全国すべての市町村、都道府県・指定都市に設置され、それぞれが独立しながら、同時にそのネットワークにより活動を進めている。

### ■就学前児童

乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学校就学前までの者）のこと。

## ■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成 17 年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

## 【た行】

### ■男女共同参画

男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。男女の個人としての尊厳を大切に、家庭生活をはじめ、地域や職場などの社会での環境づくりが求められている。従来の「男は仕事、女は家庭」という固定観念に固執することなく、個人としての社会参加が尊重される。

### ■地域型保育

小規模保育、家庭的保育等、少人数で 2 歳児までの受入れを行う保育。

### ■地域子育て支援拠点事業

子育て等に関する相談の実施や親子の交流の促進等を行うため、子育て支援拠点を整備する事業。

- ・センター型：地域の子育て支援情報の収集・提供、子育て親子の交流の場の提供、相談、講習等を実施。
- ・ひろば型：常設のひろばを開設し、子育て親子の交流の場の提供、相談、情報提供、講習等を実施。

## 【な行】

### ■乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業。

### ■認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

## 【は行】

### ■パブリックコメント

行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、国民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

### ■病児・病後児保育事業

現在保育所に通所中の子どもが病気の回復期にあり集団保育できない場合、一時的に保育を行う事業。

### ■ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織。

### ■ボランティア

自発的に社会公益活動を行う人やその活動そのものを示す。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動がある。

## 【ま行】

### ■マタニティマーク

妊産婦に対するやさしい環境づくりをめざした国民運動「健やか親子 21」の推進検討会で公募により選ばれたマーク。妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけることで、まわりの人々が妊産婦への配慮を示しやすくすることを目的としている。

## 【や行】

### ■ユニバーサルデザイン

直訳すれば「普遍的な「(universal)デザイン」「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、ものや制度などを設計・製造することを指す。似た概念として「バリアフリー」(barrier-free)があるが、これが、障害者や高齢者など“特定の人々”にとっての障壁を取り除く特別な対策”をイメージさせるのに対し、ユニバーサルデザインの概念は、ものや制度などはそもそも誰にでも使いやすいように作られているべきであるという考え方に立つ。

## 【ら行】

### ■労働人口

生産年齢人口（15～64 歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

## 【わ行】

### ■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされた。

**京丹波町 子ども・子育て支援事業計画**

---

平成27年3月

**京丹波町 子育て支援課**

〒622-0213 京都府船井郡京丹波町須知鍋倉1番地1

TEL : 0771-82-1394 (直通)

FAX : 0771-82-2730

e-mail : [shien70@town.kyotamba.kyoto.jp](mailto:shien70@town.kyotamba.kyoto.jp)

**京丹波町 教育委員会**

〒629-1192 京都府船井郡京丹波町本庄ウエ16番地

TEL : 0771-84-0028 (直通)

FAX : 0771-84-2100

e-mail : [edu20@town.kyotamba.kyoto.jp](mailto:edu20@town.kyotamba.kyoto.jp)

